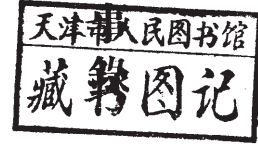
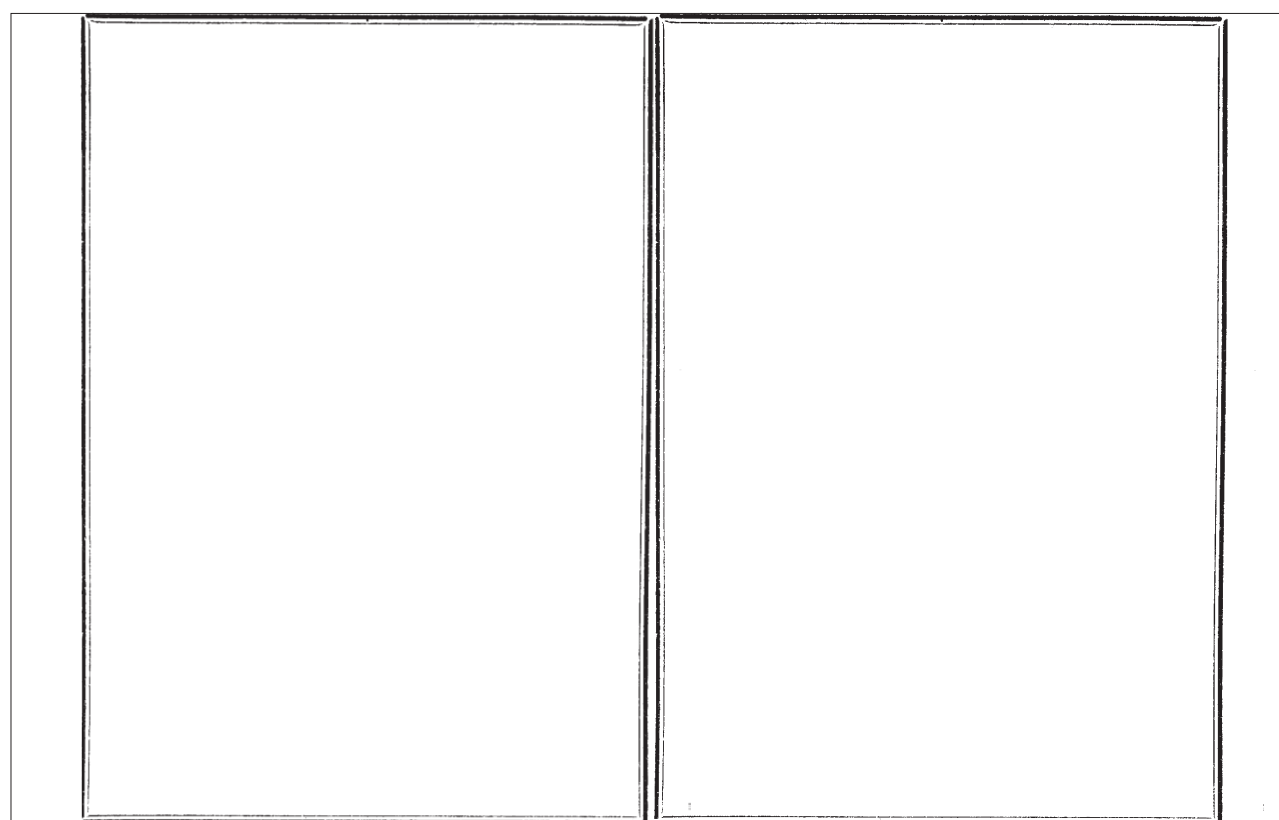
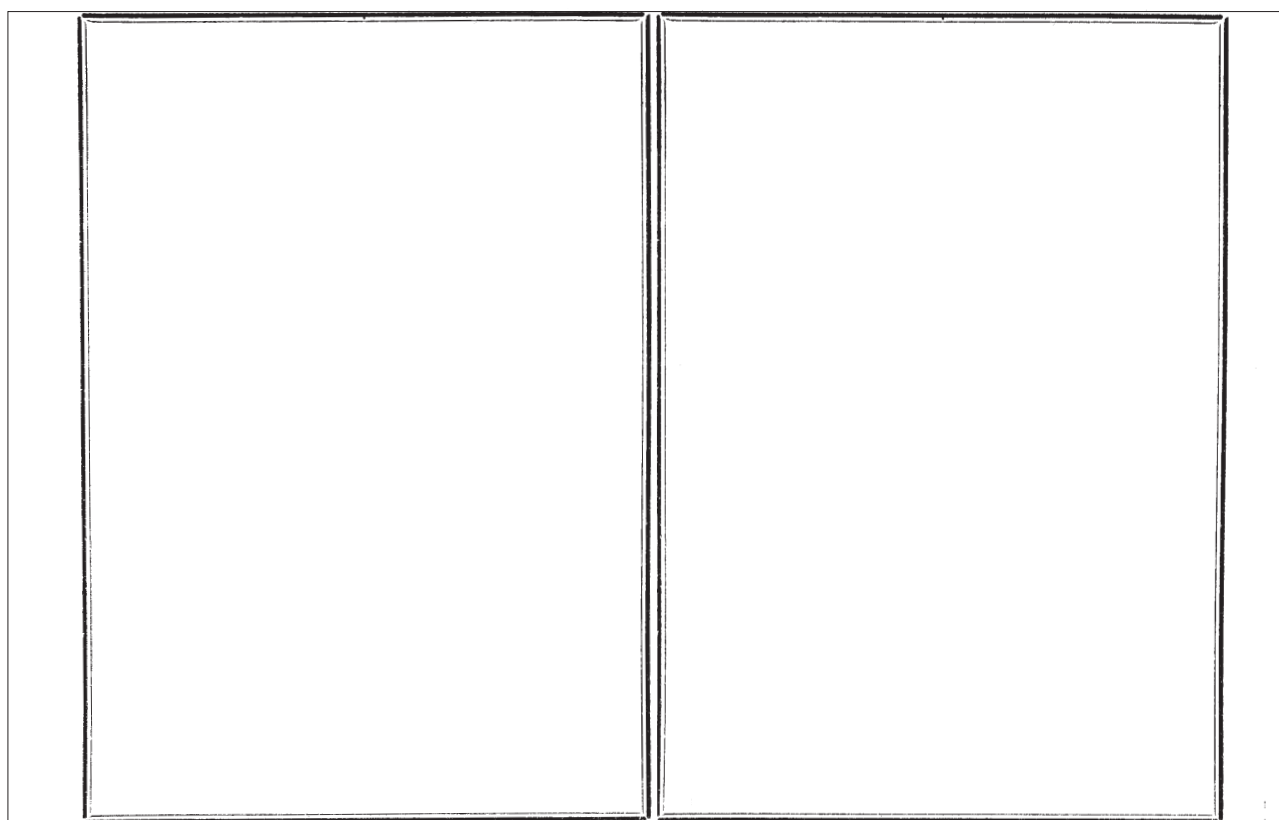


議事錄第十六號

大正八年通常民會議



天津居留民團



議事録目次

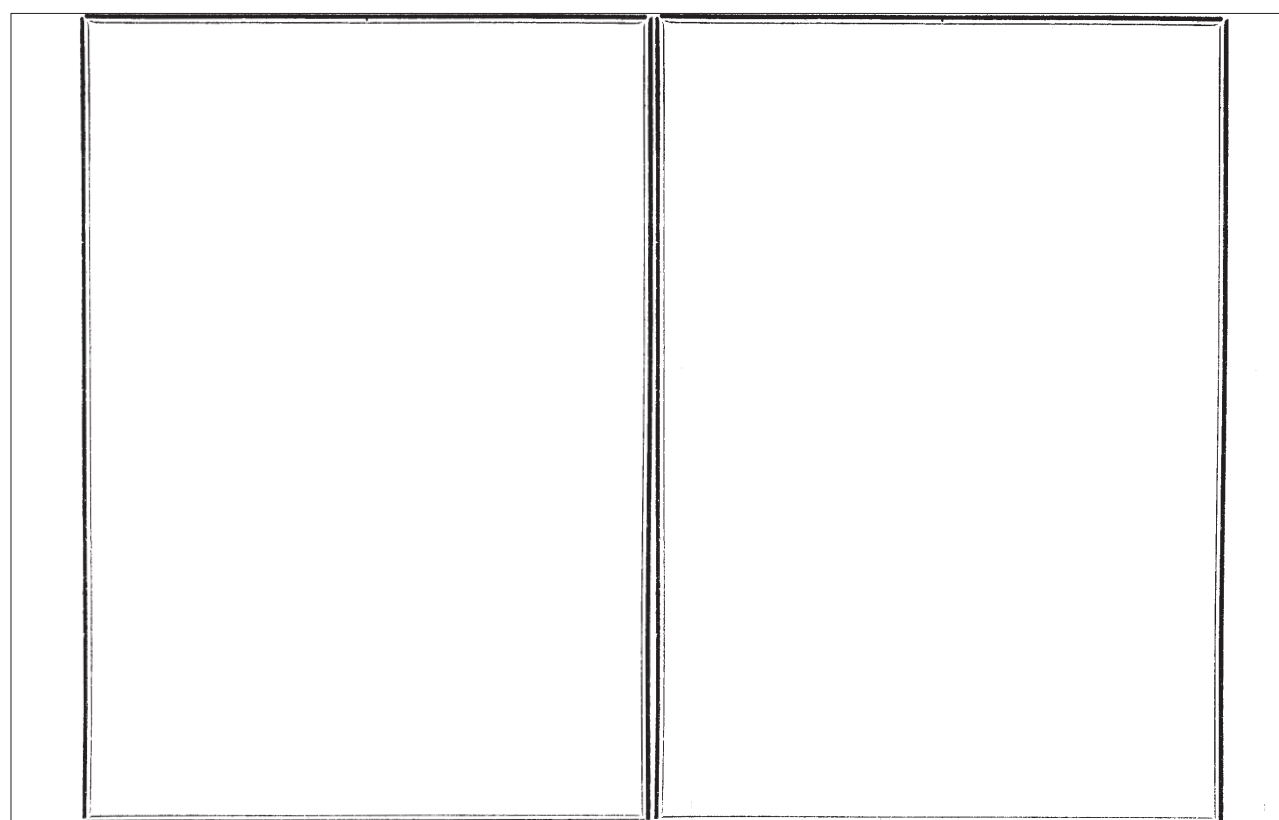
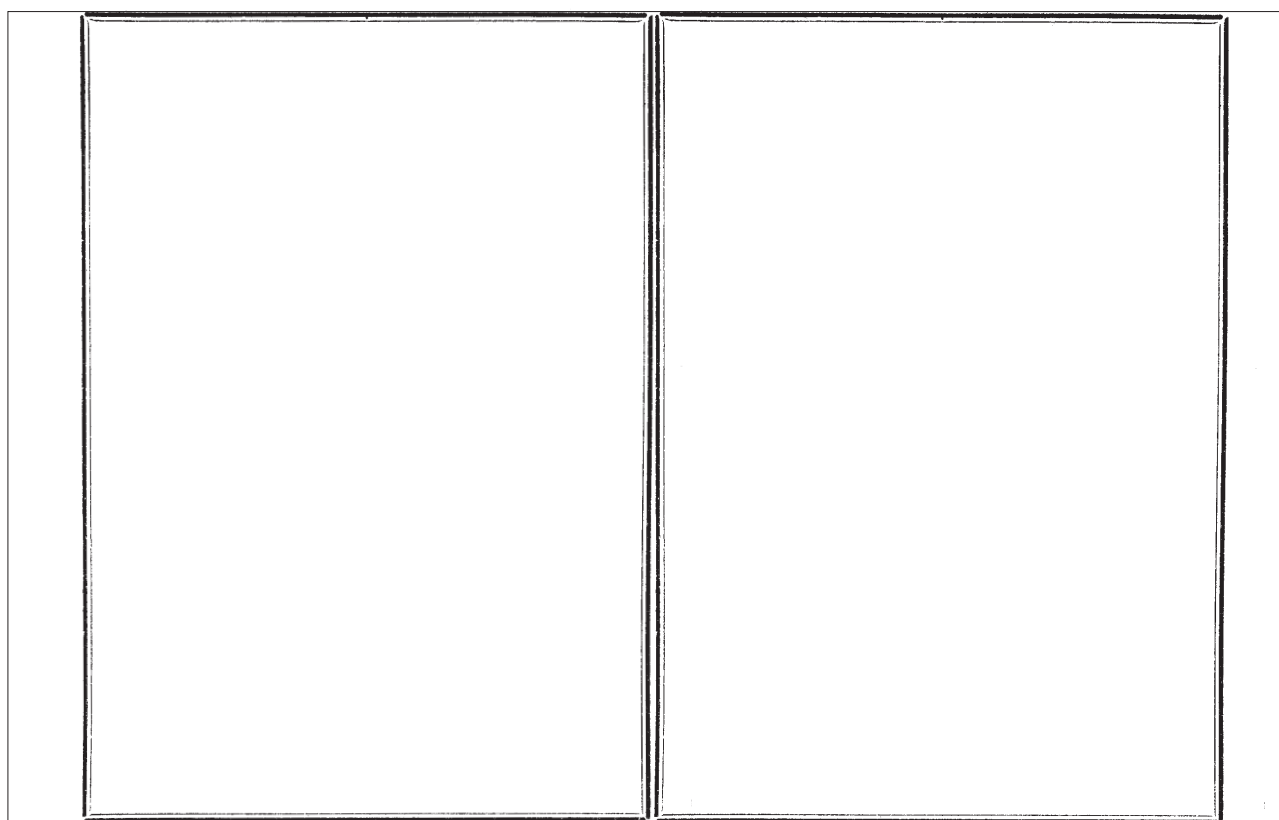
第一回	一、龜井總領事代理閉會の辭	三二
第二回	一、龜井總領事代理閉會の辭	三二
	二、民會議長選舉	三三
	三、大正六年度居留民團歲入出決算	三三
	四、大正六年度特別會計天津神社建築費歲入出決算	三三
	五、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算	三三
	六、雜種課金條例中改正案	三三
	七、火葬場使用條例案	三三
第三回	一、火葬場使用條例案（第一讀會續）	二〇
	二、下水道條例案	二一
	三、天津共立學校補助増額の件	二八
		三七

( 1 ) ( 2 )

第四回	一、大正七年度居留民團歲入出決算更正案	三八
	二、大正八年度特別會計天津神社建築費歲入出決算案	三九
	三、大正八年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算案	四〇
	四、大正八年度居留民團歲入出決算案	四一
第五回	一、大正八年度居留民團歲入出決算案（第二讀會續）	五九
	二、居留民團法施行に關する領事館令改正建議案	六〇
	三、居留民團法施行に關する外務省令及居留民團法施行に關する領事館令改正建議案	七〇
	四、居留民團法施行規則第十九條中改正建議案	七一
	五、居留民團法施行に關する領事館令改正建議案	七六
	六、電燈營業契約更新願出に關する決議案	七八
	七、電燈事業を民間直營と爲すの建議案	七九
第六回	一、行政委員並に豫備行政委員選舉	九〇

( 3 )

目次終	二、民團出納検査委員選舉	九四
	三、電燈問題に關する調査委員の選舉	九五
	四、大正八年第十二次居留民通常會成績	九六
	五、龜井總領事代理閉會の辭	一〇〇
附録	一、大正六年度居留民團歲入出決算	一〇三
	二、大正六年度特別會計天津神社建築費歲入出決算	一〇七
	三、雜種課金條例中改正の件	一一七
	四、火葬場使用條例	一一八
	五、下水道條例	一一九
	六、天津共立學校補助増額の件	一二〇
	七、大正七年度居留民團歲入出決算更正の件	一二三
	八、大正八年度特別會計天津神社建築費歲入出決算	一二四
	九、大正八年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算	一二五
	一〇、大正八年度居留民團歲入出決算	一二七
	一一、大正八年度通常民會要録	一四五



# 大正八年通常民會議事録

第一回 三月十八日 會場 公會堂

午後八時振鈴

鈴木行政委員會議長登壇

鈴木行政委員會議長 本夕は出席議員定数に達せざるにより遺憾ながら流會となす旨宣言即時散會す

第二回 三月十九日 會場 公會堂

議事日程

- 第一、民會議長選舉
- 第二、大正六年度居留民團歳入出決算
- 第三、大正六年度特別會計天津神社建築費歳入出決算
- 第四、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算
- 第五、雜種課金條例中改正案
- 第六、火葬場使用條例案

(1)

第七、下水道條例案

- 第八、天津共立學校補助増額の件
- 第九、大正七年度居留民團歳入出決算更正案
- 第十、大正八年度特別會計天津神社建築費歳入出決算案
- 第十一、大正八年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算案
- 第十二、大正八年度居留民團歳入出決算案
- 第十三、電燈營業契約更新願出に關する決議案
- 第十四、行政委員並に豫備行政委員選舉
- 第十五、民團出納検査委員選舉

午後八時振鈴開會、議員の出席若くは代表せらるるもの百五十二名  
鈴木行政委員會議長登壇  
鈴木行政委員會議長 民會議長缺員につき法規に基き選舉投票を行ふべきが其前監督官の招集の辭あるに付暫時清聴を願ふ

龜井總領事代理登壇

本夕第十二次通常民會を招集し諸君と茲に一堂に相會するの機會を得たるは本官の光榮とする所なり而て從來の民會は出席議員常に少數なりと聞きしに拘はらず本夕は如斯多數の御參集ありしは本官の特に愉快に堪へざる次第なり我居留民團も茲に民團法實施以來既に十有餘年の星霜を重ね年を逐ふて發展し來り其間一昨年の秋に

於ける大洪水の如き災厄に罹り吾民團としては大打撃たりしに不拘復舊工事其他善後策宜しきを得今や舊に増して發展するの機運あるは誠に同慶に堪へざる次第なり乍併民團として將來經營訓示すべき事業は土木教育其他諸般に涉り一にして止まらずと思惟せらるる故に吾人は民團公益のため益々勉勵努力あらんことを希望して止まざる處なり而して來るべき年度に於て爲すべき事業に就ては行政委員會に於て熟慮審議の上本民會に提出ありて數日前既に議案として諸君の御手許に配布せられあることなれば十分御研究ありしことと思はる何卒吾が民團公益の爲慎重審議あらんことを希望す是を以て招集の辭となす (拍手)

●日程第一、民會議長選舉

龜井總領事代理 民會議長選舉のため本官より假議長として議員中の最年長者鈴木敬親君を指名す (拍手)

鈴木敬親君登壇  
鈴木敬親君 諸君私は民會開設當時より常に議員中の最年長者である、假議長は議長選舉のため一時的の任務であるから御指名に従ひ假議長席に就くべし (拍手)  
鈴木假議長 是れより選舉に取かゝります投票は法規に依り匿名なり、且姓名共に記入されし従前の例によれば法人か法人の肩書を以て選まれたるときは個人の名を以て選まれたる者の投票を通算する事となり居れば左様御承知あり度し次に出席議員は日本人百十五名支那人七十一名計百八十六名なり

(2)

(書記選舉權編附)

森川照太郎 只今議長より出席數を述べられたるが私は支那人が眞正の議員なるやを疑ふ何となれば此中に未だ年者あり尙其他にも果して本人なるや否や疑ふべき者あり若し本人ならざる時は日本人の取締を嚴重にせし如くこれにも完全なる取締を願へたし未だ年者なる彼等を如何なる方法を以て入場せしめられたるや支那人議員出席者の資格を審査されん事を乞ふ (拍手)

鈴木假議長 只今の動議に賛成者がありますか (賛成)  
鈴木假議長 夫れては資格審査委員を三名ばかり置きしては如何  
森川照太郎 三名を五名にして議長より指名されたし  
鈴木假議長 賛成者多數に付森川君の動議は成立しました

大谷純造君 (代理桑原吉郎君) 民團法第十九條に日本語を用ふとあり支那人議員の日本語を解する程度によつて審査されたし  
鈴木假議長 從來は出席議員の定數滿たざるため支那人議員には難むが如くして出席を奨励したり従つて日本語を解するや否やな問題とならなかつた併し慣習必ずしも法令と合致せず時勢の進運は從來の慣習の便法なりしを正法に引戻し法令の解釋を嚴格に實行せんとすの監督官廳の御意見もあれば日本語を本當に解するや否やを判斷する事とし資格審査を此点に迄及ぼすが可ならん故に充分ならずとも本條を了解するものは之を容れ全く解せざるものは排すべきや否や諸君に御諮りします



( 5 )

鈴木假議長 民團法施行規則第十九條に規定あり桑原君の意見及議長の申上たる事は取消すべし只本人なるや否や及び通譯あるや否やを審査すべし夫れにて宜しきや  
 森川照太君 通譯は一人に一人を要するや  
 鈴木假議長 一人に一人ならずとも可ならん  
 森川照太君 議事の進行につき或數に限り通譯は必要ならん故に其數を明かにされ  
 鈴木假議長 甲乙の間に往來せしめば可なん  
 森川照太君 議場に於て年々他國語を用ふるは如何  
 鈴木假議長 原則は許さず故に一人に付通譯一名とせんか少し酷ならずや  
 森川照太君 五人に一人位にしたし  
 鈴木假議長 森川君の説に異議なきや反對なきに五名を最大限度とすべし  
 西本茂吉君 民團法施行規則參考書第十九條に本條は居留民會に於て日本語を用ふる事を規定したるものなり蓋し第七條の規定に依り外國人が居留民會議員たることあるべく又帝國臣民たる議員の代人は多くは帝國臣民たるべしと雖も帝國臣民たる法定代理人(第十一條第一項第一號參照)は必ずしも帝國臣民たるべく又外國人たる議員は多くは外國人を代人となすべきが故に居留民會に於ける用語を一定し置くの必要あり之れ本條の規定を設けたる所以なり  
 外國人たる議員又は議員が通譯者を用ふることに關しては本條例に明文なしと雖も

( 6 )

之を禁ずるの趣旨にあらず併し乍ら又通譯を名として特種の議事に對する示威的運動者を用ゆる者あるを慮り通譯者の許否並其の制限は必要あるに際し第二十九條に基き領事館令を以て之を規定せしむるの趣旨云々とあり今の動議にして若し領事館令を發布せらるゝ時は其効なかるべし  
 鈴木假議長 只今西本議員の意見により調査したるも館令にはなし故に監督官廳に計りしに只今の森川君の動議及び議長より議場に諮りし事にて宜しとの事なり口頭なるも館令と同様に心得只今の動議を採決せん御異議なきや(異議なし)  
 夫れては五名の審査委員を定めん  
 秋田貞吉君 只今の資格審査の事は尤もなるも此席上にて審査せば支那人の思惑如何惡感情を懷かすべしと思ふ便法なきや  
 瀬底正敏君 審査はよきも民會開會後にしては時間の制限必要あり審査委員は明日開會前にされん事を希望す  
 森川照太君 然らば本日は之にて散會とすべしや  
 遠山猛雄君 面子を重んずる支那人に取り本議場に於て直ちに資格審査を行ふは氣の毒なりこれは今が初めてにつき酌量すべく諸君の御考慮を乞ふ支那人中より代表者を選び其意圖を探り違則者は明瞭より出席せざるやうにしては如何  
 森川照太君 賛成なり尙ほ慣習を顧慮せば通譯を議員十名に一名位とし支那語を解する日本人を支那人の間に入れなば反感をも買はず且餘り多くの退場者をも生ぜざ

( 7 )

らん本人か否か未だ年者か否かにのみつき嚴重の審査を行はれん事を乞ふ  
 鈴木假議長 秋田、遠山兩君の御意見尤もなり十年來租界局から頼んで廻り委任狀を出して貰つたので支那人では勉強のつもりにて出席せるならん然るに此處にて直ちに資格審査を行ひ退場せしむる如き態度は日支親善上得策ならざるべし故に方法としては成るべく今晚は直ちに退去せしむる如き事をせず未青年者の如きは穩やかに去らしめ而して投票の時日本語を解するやを試み解せざるものは無効とし明瞭は審査委員に依頼し違則者は入場を謝絶する様にしたし  
 大澤大之助君 支那人中よりよく日本語を解する者を選び演壇に立ちて能く了解する様演説させ十分間休憩して違則者を去らしめば如何  
 森川照太君 只今の説に賛成なり  
 藤田語郎君 此所に能く事情を了解し得たる支那人の議員あり進んで之れが説得せんとの希望なり  
 鈴木假議長 夫れは結構なり演説を乞ふ  
 支那語にて未青年者及本人に非ざる支那人並に日本語を解せざるものは規則違反につき退場すべき旨懇諭す  
 鈴木假議長 森川君資格審査は今晚でなくとも宜しからん  
 森川照太君 本人に非ざる店員多しと聞く議事の神聖を保つたため必要なりと思ふ夫

( 8 )

れにても構はずとならば自説を撤回すべし  
 鈴木假議長 然らば時間を要するも審査を實行すべし審査員として支那人孫寶聚、張松雲、王鳳翔、日本人森川照太、富成一二、補助として遠山猛雄、藤田語郎、中根齊、唐藝林の諸君を指名します  
 富成一二君 支那人の顔を知らず到底委員の資格なければお断り致します  
 鈴木假議長 議長の命に服従されたし方法は遠山君の注意もありよく相談を乞ふ暫時休憩を宜し此間支那人の資格審査あり  
 午後九時半再開  
 鈴木假議長 諸君只今委員より資格審査終了違則者退場の旨報告ありたるにより之れより民會議長の選舉を行ふべし立會人の指名を云ふ  
 龜井總領事代理 議長選舉立會人として八田良恭、沖田介次郎、兩君を指名す  
 (八田良恭君、沖田介次郎君立會)  
 投票  
 鈴木假議長 投票済みたるを以て開函す  
 開函  
 鈴木假議長 開函の結果投票數と議員數と合數せるを以て之れより開票します  
 開票  
 (黒澤理事投票を讀上げ西山、鹽澤兩書記點計)

鈴木假議長

投票の結果を報告します

投票総数 百八十三票(内無効一票)

七十五票 小林和介君 (以下略)

十七票 原田俊三郎君 (以下略)

鈴木假議長 得票数過半数に充たず依つて高票者二名につき決選投票を行ふべし

(投票用紙配付八田良恭君、沖田介次郎君立會)

鈴木假議長 採点には時間を要するに付監督官も立會人も承認したれば單に報告すべし

投票総数 百八十三票内

百三十七票 小林和介君 四十二票 鈴木敬親君 無効四票に

て小林和介君完全に當選されたり、小林君議長席にお着下さい是れにて私の假議長

長の役目は終りました(喝采)

小林議長登壇(拍手)

諸君私は今次の民會勢頭に於て幾多の迂曲曲折の後に民會議長當選の榮を得ました

實は在留日尚淺く殊に民會に出席する事は本日が最初にして總ての法令或は慣習等

全く経験なし故に此重任を無事に遂行し得るや否や懸念に存するも手数を省くため

御辭退せず直ちに此席に着けり今後充分の御援助を云ふ(拍手あり)

小林議長 これより日程に入ります議事日程は印刷して諸君の手許にあり書記の朗

讀を乞ふべし 日程第二、第三、第四共極めて簡單なれば一括して議題とすべし

●日程第二、大正六年度居留民團歳入出決算

●日程第三、大正六年度特別會計天津神社建築費歳入出決算

●日程第四、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第五、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第六、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第七、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第八、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第九、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第十、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第十一、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第十二、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第十三、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第十四、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第十五、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第十六、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第十七、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第十八、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第十九、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第二十、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第二十一、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第二十二、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第二十三、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第二十四、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第二十五、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第二十六、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第二十七、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第二十八、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第二十九、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第三十、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第三十一、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第三十二、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第三十三、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第三十四、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第三十五、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第三十六、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第三十七、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第三十八、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第三十九、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第四十、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第四十一、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

●日程第四十二、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算

君に選舉せられて餘儀なく就任したるものなれば若し吾々に過ちあれば選舉したる

諸君か不明の結果ともなる事に付注意を以て御援助を乞ふ

是れより議案に入り申上げんに第一日程大正六年度居留民團歳入出決算は豫算と大

なる變更ありしは大正六年九月未曾有の大洪水あり政府の補助其他の寄附あり爲に

再び豫算の更正をなせるため決算に大なる變更あるも一々當時の出納検査委員に依

り綿密なる検査を受けたるものなれば大なる疑問なければ速かに御承認を得たし

藤田語郎君 大正六年度決算表に水害に關する項目あるも未だ何等の報告を得ず依

て水害の後始末に關して詳細の説明を求む

鈴木委員長 事務報告書に書いてある通りなり

藤田語郎君 夫れ以外になきや

鈴木委員長 義助會より貰ひたるものは夫れを民團の方へ繰入れ一ヶ年度を繰め詳

細に報告しあり

藤田語郎君 七年度にはなきや

鈴木委員長 七年度は八年度に報告すべし

藤田語郎君 民團に寄附なきや

鈴木委員長 ありませう

藤田語郎君 夫れは如何

鈴木委員長 主なる計書は避病院なり他の使途は火葬場其他なり

鈴木委員長 他に質問なきや質問なきにより三案を一括して議會省承認したし(異

議なし)

小林議長 異議なきにより可決承認とす

●日程第五、雜種課金條例中改正案

●日程第六、雜種課金條例中改正案

●日程第七、雜種課金條例中改正案

●日程第八、雜種課金條例中改正案

●日程第九、雜種課金條例中改正案

●日程第十、雜種課金條例中改正案

●日程第十一、雜種課金條例中改正案

●日程第十二、雜種課金條例中改正案

●日程第十三、雜種課金條例中改正案

●日程第十四、雜種課金條例中改正案

●日程第十五、雜種課金條例中改正案

●日程第十六、雜種課金條例中改正案

●日程第十七、雜種課金條例中改正案

●日程第十八、雜種課金條例中改正案

●日程第十九、雜種課金條例中改正案

●日程第二十、雜種課金條例中改正案

●日程第二十一、雜種課金條例中改正案

●日程第二十二、雜種課金條例中改正案

●日程第二十三、雜種課金條例中改正案

●日程第二十四、雜種課金條例中改正案

●日程第二十五、雜種課金條例中改正案

●日程第二十六、雜種課金條例中改正案

●日程第二十七、雜種課金條例中改正案

●日程第二十八、雜種課金條例中改正案

●日程第二十九、雜種課金條例中改正案

●日程第三十、雜種課金條例中改正案

●日程第三十一、雜種課金條例中改正案

●日程第三十二、雜種課金條例中改正案

●日程第三十三、雜種課金條例中改正案

●日程第三十四、雜種課金條例中改正案

●日程第三十五、雜種課金條例中改正案

●日程第三十六、雜種課金條例中改正案

●日程第三十七、雜種課金條例中改正案

●日程第三十八、雜種課金條例中改正案

●日程第三十九、雜種課金條例中改正案

●日程第四十、雜種課金條例中改正案

●日程第四十一、雜種課金條例中改正案

●日程第四十二、雜種課金條例中改正案



(14) (13)

沖田介次郎君 飲食店は蕎麥屋、壽司屋も入り居るや  
鈴木委員長 然り  
沖田介次郎君 夫れでは上げやう少なきに非ずや曙街あたりの蕎麥屋壽司屋は大に儲かるぞ聞けり  
鈴木委員長 これ位が妥當ならん  
藤田語郎君 角力に課税を設くる以上將來に於て前年の如き興行許可不許可の問題はなきや  
鈴木委員長 許可不許可は民間關知せず  
小林議長 議會省署可決したし  
遠山猛雄君 議會省署前酌婦課金に反對あり  
小林議長 反對論ありこの事につきこれより第二議會に入り逐條審議致さん  
第一、二異議なきや(無し)湯屋理髮異議なるや(なし)  
遠山猛雄君登壇  
酌婦税につき問題が問題なれば不真面目に取扱はるゝやも知れざれど私は最も眞面目に論じたり説明書の大体を拜見するに他の各種は改正するも差支へなきも客が多くて繁昌するといふ一つの理由に附隨して公平を理由として引上るとの只今の説明によれば料理屋の如き女郎屋の如き押すな押すな繁昌すれば引上るも宜しからんとの事なりしが宿屋の押すな押すな繁昌は人間を増し營業家を擴張すれば宜し

く料理屋も其通りなり先年私は按摩業の課金云々を論じて笑はれたり私は笑はれても恥づる所なし何故なれば私は弱者を憐れむ同情ある政治をとりたいたいの考へなればなり此酌婦課金の如き成程現狀は繁昌するやも知れず然れ共これは彼等の生命を賭し肉を削る繁昌なり一人に就て一人の繁昌なり如何なる場合も天下の政治家は血税を徴収する如き同情なき政治を行はず彼等は社會の不完全から生んだ偶れむべきものなり公平なる課税なりこの事なるも天津邦人中には高等教育を受けしもの二百八十餘名あるも四十餘名しか年額十八圓の課金を納めざるなり之は調査不完全に基因するたためなり或現今我文部省の収入の約六割は大學の教育費にして其他も多くは官立學校の教育費なり而して之等は富豪の子第が國家より特別の待遇を受け居るものなり斯る人が世の中に出て働くに當り却つて彼等醜業婦に及ばざるは甚だ公平にあらず加之數ある彼等酌婦の中には故郷に親兄弟あるやも知れず而して彼等は一枚の葉書の代にも事缺ぐ事あり病氣や不慮の災害や其等は盡く借金となりて自ら其身を減ぼさんとするなり私はこれに餘りに實情に疎く觀察を誤つた結果と思ふ問題は小さい而も時代思潮の見解から見れば涙なき施政方針は寒心すべきものなり斯の如きは滿場一致寧ろ否決されん事を望む問題は血と肉の問題なり本來ならば全廢を叫びたきも并は餘りに突飛なれば現狀の儘に留め置かれたし  
鈴木委員長 只今遠山君の流暢なる辯説に感動せり吾々の見解は半可通なりしが如し酌婦税の引上が出来ざりしたため豫算に狂ひを生ずる程のものに非ざれば本項は見

(16) (15)

合はす事とすべし(拍手)  
佐藤三郎君 私は撤回されたる上は最早何とも云はざるべし只行政委員が荷くも議案として提出する以上相當自信あるにあつてなざるべきに一人の反對論者出でたりとて直ちに撤回する如き行政委員を信任してよきか否かを疑はざるを得ず之は只注意なり  
小林議長 此項は撤回されたり其他異議なきや(異議なし)  
小林議長 これにて逐條審議済みれば第三議會に移るべし  
小林議長 異議なきや(無し)  
小林議長 異議なきにより可決確定とす  
◎日程第六、火葬場使用條例案  
小林議長 問語は省署行政委員の説明あるべし  
原田委員 從來當地の火葬場は駐屯軍より永年借用せるものなるが一昨年の水害に大破損をなし駐屯軍にては修理を許さず交渉の結果陸軍施設の海光寺の火葬場を民間に或條件の下に永久に借入るゝ事とせり借入後の修繕費は多大を要せるも水害義助金の殘金六千弗を支出して先づ居留民は勿論並に多少の特殊外人迄にも及ばす程になれり維持費としては新に使用料を徴收し風紀を維持し其他の費用を得るため本案を提出せり  
佐藤三郎君 何ういふ風の構造なるや租界より如何にして金を徴收するや

原田委員 土地は軍用占領地なれば地代は無料なり駐屯軍より橋を渡りて南に面し全体の面積の三分の二塙壁を廻らし休憩所浴小屋あり焼場は同時に二つの死体を火葬する装置なり竈には薪を用ひ焼上りたるものは竈の中より巾掛にて鐵板を引出すものにて從來の施設を擴張し雨天の際參詣者に對する設備をもなせり  
沖田介次郎君 十弗とあるは從來新代を七弗徴收したるが此十弗の中に新代並に穩亡に與ふる賃金を含めるや  
原田委員 然り  
沖田介次郎君 私はいの一番に友人の妻君を持ち行き焼きたるが火の廻り具合甚だ悪しかりし改造になりたるや  
原田委員 只今は完全なり  
沖田介次郎君 其後尙心易き人の火葬に參列したるに前より一層悪く車か重くて出入れに困難し下から焼けざりき其後は如何  
原田委員 其事は御注意により色々工夫を加へ今では差支へなくなりたり  
藤田語郎君 第七條の必要ありや  
原田委員 實例ありしにより必要なり  
八坂傳次郎君 第八條に請負の規定あり現在も請負なりや若し請負ならば何人に請負はしめあるや  
原田委員 此議案通過せば出来る筈にて交渉は致しあり本願寺財團の内諾を得居れ



(17)

り通過次第確定的に契約すべし  
八坂傳三郎君 又聞きたるが去る人の葬式に勤行の最中段江が一定の謝りだけは焼切れぬとて失禮の行爲あり折角の儀式を臺なしにしたる由將來斯る不都合なき様し  
たし  
原田委員 通過すれば四月一日より適用したし只今迄の事は不明なるが爾後は注意すべし  
藤田語郎君 未だ租界に受取り居らざるものによ  
原田委員 受取り居るも陸軍當時の儘の使用人なり  
大澤大之助君 焼賃十弗三十弗は如何なる算出法なりや亦之にて差支せざるにやこれ以下の料銀にては出来ざるや  
原田委員 實費は新約七弗なり残り三弗は請負人と民團の折半とす料金は各租界地の分と比較して最も安値なり  
沖田介次郎君 昔のあの駐屯軍の境れかゝつたものでさへ前は三百斤しかゝらなかつたに拘はらず五百斤を要すと稱し居たりと聞く然れば三弗と七弗の差あり御注意まで附言す  
藤田語郎君 陸軍から受取り民團の決議に附する迄に支出したる金は何處より出でたるや  
原田委員 水害義捐金の中より支出せり

(18)

藤田語郎君 民團の収入に繰込み支出すべきものにして収入にも支出にも民團の決議を経べきものならずや且費目は如何  
原田委員 私の取りし費目は水害救護會から民團に引継いだ金の中から六千弗を受取りたるものなり  
鈴木委員 藤田君のお尋ねは至極御尤もなから之れは民團の財政に繰込まぬ前の事にて臨時の處分に非ず水害救護會長たる松平總領事が各方面から同情を以て送られたる金は之を民團の財源に繰込み民團當然の事業に費ふは不本意なり先以て水災に基因して流行病等の發生したる場合之を收容救済する機關なる避病院の建築等は最も寄附者の同情に添ふやうに思ふこの諒解を得て時の行政委員と協議し松平氏の出發前火葬場と墓地の埋立避病院の埋立建築とが計畫されたもので行政委員の取計らひは水災救護會より避病院墓地火葬場等の物品寄附の委任經理の委任なり  
藤田語郎君 民團の豫算に繰入れずして行政委員の勝手にしたるものなりや行政委員の委任行爲に背かすや  
鈴木委員 總領事が會長なりしにより其意思に添ふてやる事となり其結果斯くせば  
藤田語郎君 報告せすともよきや  
鈴木委員 報告しました  
藤田語郎君 七年度の事務報告に火葬場引渡しの件なし

(19)

原田委員 七十三頁にあり  
藤田語郎君 監督官廳が許せば行政委員は勝手にしてよきや  
小林議長 他に質問なきや第二議會に移しては如何  
藤田語郎君 使つた金の報告なきや爾後承諾も受けずや  
鈴木委員 本件は民團の財源に寄附せられたるものに非ずして用途指定のものなれば爾後承諾を受ける性質にあらず大正八年の事務報告に掲載するを適當と思料す  
藤田語郎君 夫れは民團法を無視せずや  
鈴木委員 無視せず元來指定のものにつき斯く使用せり  
藤田語郎君 夫れは不都合なり  
鈴木委員 爾後の行政委員は知らず我々は寄附者の主旨を無視せぬため寧ろ多數意見を語らざりき  
藤田語郎君 夫れは單に領事一個の考へなりしならん  
鈴木委員 固より然り併し乍ら思ふたより寄附金も多かりしにより財政困難の當時寄附者の意思に背かぬ方針にて監督官廳の意思により諸君に喜ばれるへもりにて施設せり水害の後は流行病の憂あるものに付水害に伴ふ方面に使用せり我々のした仕事に過らばヤメても宜し民團の會計の御心配ならんも其点は安全なり會計法の取締に就て此案を離れてもよく御相談すべし  
藤田語郎君 何故に民團に報告せざるや爾後承諾を求むべきものと認む

(20)

小林議長 問題外に涉るにより討論を禁止します  
時間切迫したり之にて散會し明晩は八時に開會すべし  
第三回 三月二十一日 會場 公會堂  
議事日程 (第一讀會續)  
第一、火葬場使用條例案  
第二、下水道條例案  
第三、天津共立學校補助増額の件  
第四、大正七年度居留民團歳入出豫算更正案  
第五、大正八年度特別會計天津神社建築費歳入出豫算案  
第六、大正八年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案  
第七、大正八年度居留民團歳入出總豫算案  
第八、電燈營業契約更新願出に關する決議案  
第九、行政委員并豫備行政委員選舉  
第十、民團出納検査委員選舉  
午後八時五十分振鈴開會  
小林議長 本日の出席議員數は委任狀共に二百十八名にして法定數に達せるを以て

之より開會す日程は火葬場使用條例案一讀會の續きなり

◎日程第一、火葬場使用條例案（第一讀會續き）

佐藤惣三郎君 私は直接本案に關係なきも委員長に懇願したし

小林議長 簡單に願ひたし

佐藤惣三郎君 私の遺骸に堪へざるは日程第八の電燈營業契約更新願出に關する

議案に附てなり彼の理由書より考ふる時は委員會の手許には充分なる調査ありと思

ふ故に其調査書を發表さるれば我々も町重に考ふる事か出来ると思ふ民間經營にす

る建議案さへあるに私共はごちらに附てよいか判斷に迷ふ公平なる判斷をなさんか

ため参考資料として直ちに謄寫版にても苦しからず印刷物配布されたし

小林議長 今の問題は更に日程に入りたる際答辯の機會あるべし

佐藤惣三郎君 夫れては間に合はず行政委員等のみ充分の調査を盡へなから示さず

るは不親切なり若し議長にして採用せざれば私は動議を提出すべし

鈴木委員長 此問題は濱崎の諸君に迫られて餘儀なく出すやうな秘密のものにあら

ず本來完全なる調査を了し我々一同居留地將來のため確定不動の意見定まらば其時

に於て参考材料を提供する筈なるも未だ民間永久のため有利か否か二案に對し比較

研究したるものをお目に掛ける程調査も行届き居らず仍て此次諸君が選まるべき行

政委員に部分の調査事項を引續ぐ筈なるか折角の御注文なれば行政委員相談してお

答へすべし暫時猶豫を乞ふ

( 22 )

( 21 )

鈴木委員長 只今の佐藤君の要求に對しお答へせん行政委員會には秘密の書類なし

故に何時にても調査出來居る分はお目に掛くべきも今早急に印刷しても紙數殆ど二

三十枚もあり到底急の間におひがたし有志の諸君が租界局備付のものを御覽あり必

要の所を謄寫さるゝ方可ならん夫れも面倒なりとならば朗讀するもよかるべし

佐藤惣三郎君 私は行政委員が和衷といふ事を口にせらるゝも誠意なきやうに思ふ

調査書類は既に華新會の一部の人の手許にあるに非ずや二月下旬謄寫版か何かで印

刷されしと聞く我々は此問題に就て甚だ苦心せり若し行政委員會に於ても苦心され

しなれば如何な点が決しかねたりと民會に提出の際調査の次第を一から十まで發表

さるべきものと思ふ私は此問題の如きは一の社會政策問題となるやも知れずと考ふ

然るに委員が斯の如き態度を何等までも持つて我々に對するならば議員は退席して

領事館に押しかけ外務省にまで出掛けざるべからず昨夜の如き藤田議員の亡者質問

の如き搦手攻の行はるゝ所以である本問題に就ては休會しても大切の参考書を謄

寫なり印刷なりして配布するが當然なり私は何うも委員長の態度に慥たらず稍もす

れば職權的に直に拒絶して議員を挑發さるゝ風あり誠意を疑はざるを得ず今一度協

議を願ひ出來ざれば一度解散して書類の揃ひたる上進行したし然らざれば將來宜し

からざる結果を招致すべし

鈴木委員長 佐藤君と私は如何なる性の合はざるものか私は悉く下に出て圓滿に

やつて行きたい考へを持つも今晚の如きは私の言ひ表はし方が下手につき徹底せぬ

( 24 )

( 23 )

結果かも知らぬが甚だ遺憾なり私共は任期も正に終らんとする今日なれば之れより

改選せらるゝ諸君の腦力に信頼し淺薄なる吾々の電燈には殊に明るからざるを以て

最後の斷案をなさず斯る提案をなしたるは親切の考へなりしが夫れが悪かつたとな

らば夫れは吾々の思ひ違ひなりなり私は答辯に際し敢て諸君を壓迫する意なきも

元來東北在れにつき發音の相違によりお氣に障る点あらんも固より故意に非ざれば

御容赦に與りたし私は今日迄豫算編成にかゝつてから三十日はかり碌々睡眠もせず

一刻も早く諸君から笑はれぬやう職務を全ふしたしと思ふて今日まで努力し來りし

を以て成るべく民會で六ヶ敷き質問は答辯に苦むにより私に直接お話を願ひたい佐

藤君も一寸前以て御注意下されは私の手許にあるものをお目にかけざる筈なり私

は諸君に對して毫も隔意あるに非ず今若し紙數何十枚ありても苦しからずとの事なれ

ば徹夜しても印刷さすべし更員と雖も疲勞し居る際は租界局の分を御覽ある

もよし一部二部は委員も所持し居るを以てお目にかけてもよし而して我々の不誠

意なるや否やを知られたし

森川照太郎君 佐藤君の御希望は議案に就て調査が運んで居るなら出來るだけの智識

を分てと云ふ尤もの要求なるも該書類は大部に渉るものゝ如し改めて將來斯る事あ

らば豫め印刷して議員にも分つと云ふ注意に留め動議を撤回されたし

佐藤惣三郎君 委員會にて綿密なる調査を行ひ一見して可否を決し得る如き調査が

届いて居ると私は思ふ二月末印刷して一部の人は配布しありと聞きし故要求した

るも直ちに拒絶されたるを以て動議を提出し諸君の御賛同を得たる次第なるが只今

の御注意もあり議事の進行上左様してくれとの御相談を受けるも私も迷はざるを得

ず他の諸君の御意嚮を伺ひたし

大澤大之助君 私は森川君の説に賛成なり同時に佐藤君の發言中行政委員長に對し

失言あり議員は場合によりては退席して領事館に押掛け外務省にまで出掛けねばな

らぬにも限らぬとの事なるか我々は社會主義者や彌次馬に非ず且又委員長を不誠意

なりと痛罵せられしは遺憾なり取消しを乞ふ（拍手）

佐藤惣三郎君 議長私の言は不穩當なりしや

小林議長 議長は不穩當と認め職權を以て取消を命じます

佐藤惣三郎君 議長の注意並に大澤君の動議により只今の私の發言中惡かつた点は

謹んで取消します

小林議長 動議は撤回さるゝや

藤田語郎君 採決しては如何

佐藤惣三郎君 謹んで撤回致します

小林議長 日程に返ります昨日既に大部分の質問もありたれば他に異議ありと思

はれず第二讀會に入りては如何（異議なし）

小林議長 然らば二讀會に入るべし

大澤大之助君 軍人軍屬の家族は無料なるや日本人は五弗に減じては如何然して民



團より多少補助して實費としたし  
 原田委員 軍人軍属の家族は實費であるは軍隊から借入るゝ時の條件にして然らざれば借入れられざるなり尙屍体一個に付十弗は低廉なり本願寺財團は八弗にて引受くるものにして二弗が民間の収入とし修繕其他の維持費に宛つるものなり  
 小林議長 逐條審議すべし  
 第一條に異議なきや(異議なし)  
 小林議長 第二條は如何  
 沖田介次郎君 只今本願寺財團が勉強して八弗にて引受くとの御説明なりしが間違ひなきや私は軍隊に薪を納めるので其方にも縁故あり實情を知れるが夫れ程にからぬ筈なり現に彼の穩亡の殆ど十年間從事し居れる支那人は普通にやめて五弗位にて済むと云ひ居れり八弗は不勉強なり五弗にて充分ならん本願寺も死人より利益を取らずともよかるべし一弗位は修繕料として六弗にて可なるべし外國人の三十弗は酷ならん水害義助金にて作りたるものに付其意味にて低減するがよからん  
 原田委員 沖田君の説は焼く新代だけの計算なり私共の計算の基礎は新のみでなく設備維持費を含まれ居るなり而も從來の支那人は事實が否か屍体に向ひ不親切なる事ありと聞くにより改造と共に内部の整ひたる機關を置きたし責任あるものとして日本人を番頭に置きたし棺中の品に手をかくるこの噂も耳にする所なるに付斯る事のなきやう致したく六弗乃至十弗な少額の料金を取り失態を顧みざる様にては甚だ遺憾なり或は本願寺財團に書記を置き完全なる書類を置くやうにしたしと思へり他との比較に就て研究したるがこれが一番低廉なり  
 小林議長 修正案二つあり大澤案の日本人五弗に賛成者ありや(無し)  
 小林議長 沖田君の修正案に賛成者ありや(無し)  
 小林議長 二つとも賛成者少数にて否決と認めます  
 小林議長 第三條乃至第九條如何(異議なし)  
 小林議長 御異議なければ引續き三讀會に入ります  
 小林議長 全部を通じて御異議ありませんか(無し)  
 小林議長 異議なきと認め本案は可決確定と致します  
 藤田語郎君 私は昨夜水害の殘餘金處分問題の質問を時間切迫のため禁止されたり質問演説を禁止されたるは民會開設以來私か嚆矢と思ひ非常の名譽とします借私は豫算案問題に關聯し少く行政委員の權限につき申上りし明治四十年四月外務省令第二號居留民團施行規則第四十一條中に行政委員の所理事務として「収入支出を命令し及び會計を監督すること」といふことかあります例へば大正八年の豫算を民會にて議決せば之が運用を一任するものであるが豫算に於て不足の際は豫備費を領事の監督の下に許可を得て支出し夫れにても不足なれば新に民會を開きて追加豫算を提出すべきものにして一厘一毛と雖も私に出來ぬものである昨夜水害寄附金の使途は寄附者の意志に基き領事の内意ありしこの事なるも夫れは不可なりと信す

恐れ多くも高等學校増設の教育費問題につき陛下より巨額の御下賜金あり文部省は之を以て増設の資に於て豫算を編成して貴族院に廻付したるに之にさへ條件をつけ可決せんとする有様なり此の如く其目的を指定されても民會に豫算を提出して使途の目的を明かにせざるべからず次に鈴木委員長は若しも民會にかけ異議ある様にては迷惑なりと述べられたるが夫れは成程迷惑ならん併し乍ら民會開設以來十二年未だ一回も提案を否決せる事なし貴族院が御下賜金を基礎とする豫算案にさへ希望條件を附したる如く民會を尊重し民團に引繼かれたる上適宜の使途に充てられたきものなり水害義助金二萬餘圓中には御下賜金も含まれありしと思ふ勿體なくもこれを如何にせばよきは考へられしならん御下賜金なるにより小學校に記念講堂でも建築し少年國民教育に資したしと思ふ若し夫れが出來ざれば陛下御即位記念天津神社を建設せんとの議大正二年よりありき御即位記念として公會堂を作らんとの説もありたれど結局天津神社建設に定りたるが未だ着手するに至らず私は斯る方面に義助金を支出したかりし會計法を無視し民會の決議を經ずして支出したるは是非か私は諸君の御判斷に任せます行政委員の御盡力には敬意を拂ふものなるが併しこれか處分法には二つあり即ち決行した後の報告を出すこと或は違法の所爲として決議するかであるか私は過去を責むるの意思でなく將來其界限を了解し豫算を使ひ盡し豫備費をも支出したら一錢一厘と雖も民會の力を藉らざれば勝手に出來ぬ事御諒知ありたし  
 小林議長 只今の御説は希望なりと思ふにより行政委員に傳ふべし  
 藤田語郎君 夫れにて結構なり  
 小林議長 ●日程第二、下水道條例案  
 鈴木委員長 次は下水道條例案に入ります  
 鈴木委員長 本案提出の理由を簡單に述べし下水道建設は既に六七年前の民會にて建議案通過したるも夫れに伴ふ財源の具體的建議なかりしため實行せんとしても民間の支出多端のため完全の工事を完成する事出來ざりし然るに一昨年水害の際各種團體より補助を受け道路の復舊工事を無駄に埋めるは遺憾なりとして橋立街の下水工事をなし本年度は旭街から南方即ち海光寺の方に二線ばかりやる事になつて居る善街は昨年完成せり先年の建議案を昨年からは漸く幾らかづ實行し居る譯なり雨水ばかりを排出せず汚水を之に交へて流せば頗る便利ならんとの事より一面之を完成するにつき餘程金がかるにあつて料金を安く徴收し幾分の財源を補ふ事として完成したしこの事にて取締令の如きものを提議する事とせり兎に角下水管が出來たら苦力に水を汲ます必要もなくなるにより早く出來たる分より料金を徴する計畫なり  
 佐藤三郎君 若し此下水道案が通過せる場合は何處よりするや  
 鈴木委員長 本年度に國庫補助を受けた金は堤防を築き水を排泄するに導水管が入るとの事にて残りが現在の豫算にて二十五萬圓位かゝると思ふ故に急速にやるなら

(30) (29)

團債による外なく團債を募るとすれば各自より償却する外なし  
 佐藤惣三郎君 今年やるだけの金はありや  
 鈴木委員長 旭街迄はあり  
 佐藤惣三郎君 橋立街に於ける工事にてご経験の事と思ふがあれにて排水は充分なりや昨年員塚技師の説明と違はずや  
 三條技手 橋立街と壽街を本年度に工事した結果は本年度の雨期に工事中でありましたから充分排水されざりしも現在は良結果を示しつゝあり今後布設すべき宮島、松島の雨街暗渠工事は來年度に於て同計畫を以て施工し構造は同じきも下水の處分方法としては海光寺の運河に排水する計畫なり  
 櫻井直治君 汚水疏通の暗渠は單獨なりや否や  
 三條技手 單獨なり  
 櫻井直治君 雨水は別なるや  
 三條技手 別にあらず  
 櫻井直治君 然らば雨水汚水共に單獨の暗渠に依て排水するものなるや  
 三條技手 然り混合排水なり  
 下水道は衛生工學の一にて開渠にする不純物を發散するを以て衛生上良しからず且つ吾が租界全般の地勢より考究すれば其水路断面は擴大にせざる可からず特に道路狭く人家稠密なる吾が租界に於ては一道路に雨水と汚水を流すべき爲めに暗渠  
 或は溝渠の二線を設けざる可からず斯の如くせば地積を狭め工費及維持費の多額を要し之れに加ふるに開渠は流末に至るに從ひ断面擴大し人車馬の通行に危険なるは勿論なり故に合流式を採用せし次第なり  
 櫻井直治君 設計は最初は別にし後に全然一なりとの説明なるが抑々下水道の開渠は暗渠より安値ならん土地により暗渠開渠の必要は定めらる天津には雨水は或時期に限り多大にして其他は僅かの下水道にて済むと思ふ故に一部を此雨水の下水にし或一部を汚水用として如何  
 三條技手 下水道は衛生工學の一にて開渠にする不純物を發散し又一道路に二線を設くるにより地積を狭め  
 櫻井直治君 然らば全部開渠とせば如何  
 富成委員 質問者も答辯者も問題を誤解し居れりこれは已に出來て居るもの、料金を徴するや否やの問題なり未成の分なら豫算の方に於て質問されたり  
 櫻井直治君 豫算の方に於て質問すべきにより撤回す  
 大澤大之助君 私設下水道の定義は如何家中より道路の真中の下水までなりや  
 原田委員 第二條にありますが即ち自分の汚水の溜場所から幹線に導くまでなり  
 藤田語郎君 汚水の只今の流し水を大小便も一同にならざるや  
 原田委員 只今質問は第八條にありますが夫れは不可なり  
 沖田介次郎君 第十四條の使用料金一千ガロン三十錢は上水道と同じ若し自家用の

(32) (31)

水道無き時は即ち一荷づき購ふ家はメートルにて計るや如何  
 原田委員 其考へもあつたり全体の運用は行政委員會に於て適宜採量し徴收すべし  
 森川照太君 十一條の義務あるものといふは家屋の所有者又は地主にしたかりしも現在とては其間に妥協なければ現に使用せるものを指すものなるが成るべく持主に致したいと交渉中なり  
 森川照太君 然らば家主と借主と妥協せしむるものなるや  
 原田委員 餘旋の勞はざる希望なり  
 森川照太君 義務者の義務條文の上にては判然せず家主と借主と孰れを指すや  
 鈴木委員長 原則として土地建物の所有者管理者を指すも建物會社の如き多數のもの一度にやることいふ事の出來ぬ事情ある場合借主と家主と妥協する事あるも知れず藤田語郎君 下水の如きものにて料金を徴するは間違ひなり大小便と別に汚水大にては其料金高價なり則ち一方に於て設備しながら使用を制限する如き案といふべし  
 鈴木委員長 急げば團債を募集せねばならぬ故姑息手段を取れり  
 西本委員 元來此下水道は一年や二年にて出來るものに非ず故に出來た方の人は早く利益を受け出來ぬ方の人は利益を享受せぬ理窟となり釣衡を缺くにより公平を保つ上に於ても既成の分より料金徴收し未成の分の財源に宛つるは適當の施設なりと  
 信守又料金高しとの事なるも實例により示せば現在神戸館は平均二万三千ガロンの水を使用しつゝあり之を汚水と見て三十錢を乗すれば七弗二十錢なるが神戸館にては現在六弗にて若力を請ひ汚水を運ばせ居れり則ち僅々一弗位の差なれば決して高きに失せずこれより少量の家は尙安價につくべし  
 小林議長 質問も盡きたりと思ふこれより二讀會に入り遂條審議すべし  
 小林議長 第一條に就て異議ありや(無し)  
 小林議長 第二條は如何(無し)  
 小林議長 第三條は如何  
 原田委員 然り  
 原田委員 然らば希望を有せざるものは造らずとも可なりや  
 原田委員 然り  
 原田委員 然らば使用するものごせぬものと出來奇異の現象を呈せずや  
 原田委員 然り止むを得ざるなり  
 原田委員 何年位にて完成すべきや  
 原田委員 夫れは不明なり  
 森川照太君 然らば領事館に申請して有効なるやう出來すや  
 原田委員 交渉するつもりにて準備も出來居れり  
 森川照太君 通過せば交渉すべき考なりや  
 原田委員 然り



( 34 )

原田委員 第六條の義務あるものごすの運用を巧妙にするには館令を出さねば運用つかず

森川照太君 然らば民團にて出されないものを出す譯にあらずや

原田委員 民團の條例としては稍遺憾なるも法文の連絡上斯くせり

小林議長 第七條に就て異議ありや

藤田語郎君 材料まで制限されたるが地下は何尺にても可なりや

原田委員 第九條により技師を派遣する事となり居れり

小林議長 第九條如何

櫻井直治君 施行法は出来て居るやこれから作るものによ

其細則はなきや

原田委員 常識にて判るべし

小林議長 第十條に就て異議なきや(無し)

小林議長 第十一條如何(異議なし)

小林議長 第十二條如何(異議なし)

小林議長 第十三條如何(異議なし)

小林議長 第十四條如何

沖田介次郎君 大正何年なりしか満鐵から特に加藤技師を聘したる際三十万圓かゝるごの設計なりしか下水道は公會堂より急を要すと叫びし位にて實に急務なれば一

( 33 )

沖田介次郎君 私設下水道は租界局にて定めたる設計にて個人にやりてもよきや干葉湯に對しては大抵を許さざる由に聞きたるを以て特に質問す

富成委員 如斯事なき管なり吾等街に支線を引きてくれごの事なるも夫れは出来ぬと言ひし事あり

沖田介次郎君 請負者は高き事を云ふにより困り居る有様なるが六寸か七寸の上管てやる事は出来ずや

富成委員 出来ぬ事はなし

小林議長 第四條に就て異議なきや(無し)

小林議長 第五條如何

森川照太君 原田委員の答辯によれば館令を出して貰ふやうの御答へなりしが鈴木委員長の答辯にては妥協による如かりし館令が借家人が作らねばならぬやうになるや又は建物會社と内談が出来居れりや

原田委員 未だ交渉せず

森川照太君 委員長は妥協の如き答辯にして原田委員は館令を出して貰ふごの答辯にて其間多少相違あるは如何

原田委員 強制の項は館令を出して貰ひ一面土地建物使用者に幹線の利用を交渉する準備に出来て居るなり

森川照太君 強制する命令は民團にて出来ぬから實行困難に非ずや

( 36 )

其下を「本條例」ご各訂正願ひたし

小林議長 これにて第二讀會を終れり一括して讀會省署可決したし御異議なきや(異議なし)

小林議長 異議なきにより三讀會省署可決確定す

龜井總領事代理 本案によれば館令或は警察令を必要とするやも知れず此儘通過して面白からざるにより館令又は警察令を要する点に就て議長より議場に諮り決議して貰ひたし

森川照太君 領事館に申請して本省に請求する必要上決議あるを可させば満場一致決議したし

小林議長 森川君に起草を託すべし

森川照太君 森川君に就て決議が必要なるか不明なり委員を作られたし

石川通君 行政委員から出しては如何

原田委員 成案あるも理事長病氣のため携帶せず明日にされたし

藤田語郎君 條令を作る前に館令發布を乞ふの決議したる事なし必要の際にしては如何

龜井總領事代理 全く無念にて打合せをなさざりしたため氣付かざりき只今お話しを伺ひて了解せり強て決議せずごも議事録に私共の意のある所を残して貰へば満足なり

( 35 )

圓の料金は二圓拂ひても急ぐ必要あり工事費を安く出来るやうにして貰ひ成るべく早く完成するやうに願ひたし

藤田語郎君 加藤技師の設計汚水のみならず大小便をも含むものなりしを以て賛成したるも半分しか出来ぬ現状にては私は反對なり

藤田語郎君 白河に近き所は下水道に流す必要なきやうなり如何

原田委員 隨意なり

八坂傳三郎君 料金の定め方不完全なり英租界にては家賃に對し下水道を使用せぬ所は三パーセント使用する所は五パーセントなり家賃率によるごか何ごが明瞭にしては如何

瀨底正敏君 家賃は場所により高低あり私共旭街に住む者は高き家賃を拂ふにより料金を高く取らるゝは不公平なり原案通り可決を望む

富成委員 原案賛成なりや

瀨底正敏君 賛成なり

小林議長 第十五條に就て異議なきや(無し)

小林議長 第十六條如何(異議なし)

小林議長 第十七條如何(異議なし)

小林議長 第十八條如何(異議なし)

鈴木委員長 第一條本則ごあるを「本條例」第十七條供すはごあるは「供するは」と

(37)

●日程第三、天津共立學校補助増額の件

小林議長 日程第三に入ります例に依り議案及び理由書の朗讀を省略します

鈴木委員長 此豫算は來年度擴張につき要求の儘計上せるものにて追々財源の餘裕つかば増加せんも本年は此丈しか餘裕つかず一讀會三讀會省署可決されたし

沖田次郎君 反對にはあらざるも如何にして教育しつゝあるか月謝は如何にして取るか生徒は日本租界のみに住めるや僅か十錢の月謝にて他租界からも來る生徒ありと聞く他租界から來るにも拘はらず補助せねばならぬか租界局は何の点まで監督せりや伺ひたし

原田委員 監督權なきにより監督はせず

大澤大之助君 只今監督權なしの事なるが幼稚園の件につき一昨年質問の際議長は監督權を保留せりと答へられたり矛盾せずや

原田委員 監督でなく注意はせり監督は法文によりてするを得ず

大澤大之助君 其点は了解せり先年鈴木議長の明言によりてするは如何

鈴木委員長 私は前の民會なりしと思ふ確かに監督すと申せり官廳の監督の意味に非ざるも民間經費から支出されて居るから有効に使はれて居るか否かを監督し報告せしめて居る

大澤大之助君 原田委員は監督せぬと答へたり然らば補助を與へ有効に使用され居るか否や御監督を願ひたし

(38)

小林議長 讀會省署可決したし異議なきや(異議なし)

小林議長 夫れては可決確定と致します

小林議長 今日之は之れて閉會します明日は午後八時開會します(時に午後十一時五十分)

第四回

議事日程

三月二十二日 會場 公會堂

- 第一、大正七年度居留民團歳入出豫算更正案
  - 第二、大正八年度特別會計天津神社建築費歳入出豫算案
  - 第三、大正八年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案
  - 第四、大正八年度居留民團歳入出豫算案
  - 第五、電燈營業契約更新願出に關する決議案
  - 第六、行政委員并豫備行政委員選舉
  - 第七、民團出納検査委員選舉
- 午後八時二十五分振鈴 開會
- 小林議長 これより三日目の居留民會を開會し先づ日程を朗讀せしむべし
- (田中書記長日程朗讀)

(39)

●日程第一、大正七年度居留民團歳入出豫算更正案

鈴木委員長 本案は七年度民團豫算の更正案にして結果より言へば諸君の協賛を得たる豫算中歳入經常部には變更無く臨時部に於て協賛を得たる總額は二十二萬六千六百五十三兩なるも此項目に掲げたる通り臨時豫算外支出の必生要したるため前年度の剩餘金豫算には一萬兩なりしも決算の結果七千七百七十四兩二十兩の剩餘を生じたるにより豫算外支出に充つるため本案を提出せる所以にして其必要なるものは歳出に於て逐條説明すべし

遠山猛雄君 經常部教育費手當の項摘要に校長一、訓導六、月手當及年末慰勞金を増す事約八百五十兩を計上せるが之れは年々給與する者なるや此年に限れる者なりや

鈴木委員長 之れは年々豫算に計上し俸給手當の約一ヶ月を給與する事になり居る

(40)

も個々の成績による事なれば豫算に計上し難きためにして何故更正して追加豫算とせるかと云へば田川、津村兩教員が歸國せるため其旅費を給したると二名の新教員採用に付き旅費手當支度料を給したるが之等は豫算になりしと第四款水道費の多大なる支出ありしため豫備金にて所辦する事出來ず止むを得ず前年度決算より生ぜし剩餘金にて支出したり

石川通君 豫算案手當の項に校長一名訓導一名とあり之れと抵觸せずや

鈴木委員長 抵觸せず現校長は殆ど十年勤続せるが歸朝したしこの事にて新校長を聘する必要あり其旅費なり

瀬底正敏君 第八項旅費四百七十三圓九十二錢は何名に對するものなりや

鈴木委員長 既に歸國せる者二名今同歸國する者一名なり

瀬底正敏君 大正六年度に比し多きは如何

鈴木委員長 大正六年度は夏期講習のための歸國にして實費のみを給したるが昨年は二教員入替りたるため夫人ある人には其旅費送給したるため豫算にては不足せり

小林議長 他に質問なきや無ければ讀會省署可決したし(異議なし)

小林議長 異議なければ可決確定を致します

●日程第二、大正八年度特別會計天津神社建築費歳入出豫算案

鈴木委員長 之は大正四年十一月に臨時民會を開き各位の協賛を受けたる天津神社の建設に關する案の續きなり當時條例を設けて大和公園内に建設するが場合に

ては適當の所に變更する事と成り居たり然るに其後漸次居留民増加し壯嚴なるべき神社を築造する地として大和公園は餘りに狭きと意見あり當局者の意圖も同じく適當の場所にして成るべく神社として壯嚴の地位を探さねばならぬと増す完全の場所を探つたとい委員に於て研究し豫定地も異々定まりしか一昨年の洪水等不時の出来事あり意外の仕事多かりしと又豫定地も埋立組合にて埋立を完了せば神社の設計をなす考へたりし所白河に泥なかりしため埋立工事進行せず其運びに至らざりき本年は五年計劃を全部豫算に計上したれば今後の行政委員に乞ひ我々の準備が適當ならば建設に取かつて貰ひたいとの意にて條例により三千圓を計上せり

小林議長 異議なければ議會省可決したし(異議なし)

鈴木委員 可決確定と致します

鈴木委員 日程第三、大正八年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案

外務省へ納むる年度割金を計上したるものなり

小林議長 異議なきや(異議なし)

鈴木委員 異議なきや(異議なし)

鈴木委員 議會省可決確定と致します

鈴木委員 日程第四、大正八年度居留民團歳入出豫算案

鈴木委員 本案は今期第十二次居留民會に於て諸君に最も慎重審議を願ひたき最

重要議案にして我々の多大なる努力を以て編成せるものなり本年度は各部より種々理想的施設に伴ふ要求ありしも審査を遂げたる結果財源と相應せざるため三萬七千圓の削減を行ひ漸く諸君の手に配布せる如き數字を捻出せり之を數字の上より言へば昨年に比し經常部歳入に於て二萬六千二百四十一圓の増收臨時部歳入六萬二千零三十圓零二仙の減少歳出經常部に於て一萬九千八百六十圓三十二仙の増加なるか之れは支出の増加にして臨時部にては五萬五千六百四十九圓三十四仙の減少なり豫算編成の方針に就ては本民間も十一ヶ年の經驗を積み豫算も餘程實際的となり來り既往九ヶ月間の實行豫算を比較對照し昨年より増額せるものは如何なる理由に因れるや減額せるものは如何と當年の必要を慮り遺算なきを期したり唯思ひの外計上する能はざりしは警備費囃置場所にして水道延長も豫算の都合上充分に出來ず半分以上に止めたり斯る次第にて甚だ困窮の如き感あらんも我々としては最善を盡したるつもりなり其他に就ては逐條担任委員よりも説明すべし

鈴木委員 歳入經常部第一、款居留民團課金第二項土地課金日本人四百五十五名支那人三百七十名とあるは活字の誤りに非ずや

鈴木委員 誤植なり

鈴木委員 六百圓は天津日本租界全部に對する土地課金なりや

黒澤理事 全部にあらず未開地にのみ課せし分なり

榎倉作助君 家屋建設地より徵收せざるは如何

鈴木委員 其分に對して家屋税として課税せり

榎倉作助君 只今の説明によれば獎勵法として既に家屋を建設せる所よりは徵收せずこの事なるが随分財源に苦める際なれば未建設地のみならず既建設地にも課金しては如何

鈴木委員 二議會の際意見として提出されたし

榎倉作助君 唯今の質問六百圓は日本人支那人を合計して合はす如何に訂正して宜しきや

黒澤理事 土地課金の内譯は只今鈴木委員より申されし通り活字誤植にて日本人は四百圓支那人は二百圓なり

榎倉作助君 土地課金率は如何

黒澤理事 地價より算出して千分の二則ち一圓に付二錢を課せり

佐藤惣三郎君 營業課金の最下級に就て彼の夜一時にも二時にもなりて來て安眠を妨害する支那人行商ポロンには何程課し居れるや

黒澤理事 夫れは第四款手數料中行商人の項に細別しあり

佐藤惣三郎君 幾何なりや

榎倉作助君 目下百五十名程ありて一ヶ年の税金は約五百圓計りあり

黒澤理事 家屋課金の率は如何

榎倉作助君 賃賃價格の百分の二なり

小林議長 大体に就ては質問なきやうなり二議會に入りたし(賛成)

鈴木委員 之れより二議會に入るべし

小林議長 第四項營業課金算出方法に就て租界内に營業せる者營業の程度と課金率と差あるものあり如何なる方法にて調査するや

鈴木委員 負擔額決定方法は先其期の終りに翌年度負擔額を行政委員が定むる事となり居れるが其方法は内地の如く嚴格の調査を爲さず原則としては資本金從業員等を調査する必要があるも當地にては資本金さへ充分の調査出來す成るべく査定したるものに負擔者の意思を尊重して決定する方針なり

黒澤理事 營業者の異議申立により減額するにせざるは異議の申出多き時は収入減少せずや上級者には斯る事もながらんが中流以下には多かるべし調査費を増し内地程度に行かすとも公平にやりたし

鈴木委員 之れは原則として居留民各自の申告を重んずるも天津の居留民諸君は税金の如きに痛痒を感せざるを見へ百分の一程しか届出なし爲に前年度に準據し著しく發展せる所は一等を上げるといふ有様にて多少の異論はあらんもこれは人の見解による事にして異議の申出あれば酌量し出來得る限りは調査して公平を期し居れるが尙一層其事を念頭に置き以後の行政委員に對し貴意の徹底する様致すべし

佐藤惣三郎君 支那人は日本に同化する様取扱はるか本旨ならん日本人が彼れに



(46) (45)

同化する。種なら租界設定の必要なるべし日本租界に生るゝ子供も同化方法を必要あり彼のボロン( )と鳴らして其夜の別なく日本租界か否か判断せぬ如く行商に日本の子供も支那の子供化され甚しきは小學校生徒にして行商を擲り陪を分捕りたるものを見受けたるなど誠に小き事なるも未は大なる問題なるに由りボロン( )等行商の五百二十弗位は將來日本人の支那人を教育する必であるに由り僅かの税金に眼を晦されず神戸館に於ける一夕の招宴のみにて日支親善が出来るものにも非ざれば小き事より注意してやられたし

石川通君 條例四條を適用し免除されたる以外に六百圓を課せらるゝや  
鈴木委員長 研究して見るべし

小林議長 第二款雜種課金に異議なきや  
清水章三郎君(代理佐藤政作君) 天津の湯屋の穢き事は問題に成らずこれは經濟上の關係にて掃除行届かざるかと思ふ湯屋の如きは公衆衛生にも關係あれば水代を下げ餘裕を興へ取締りを少し嚴重にして貰ひたし只警察にて検査するゝ如きも使用人の少なきと其他の原因にて行届かぬ様なり水代を下げて行届くやうにせられたし  
鈴木委員長 湯屋よりは他の願出もなきにより警察官憲に取締を乞ひ其結果水代を下げて貰ひたいとの請願あらば考慮すべし湯屋の水道料金は他の需要者より廉くしてあり

櫻村又吉君(代理河野信夫君) 夫れは警察の取締るべき範圍なり議長は議事の進行を謀られたし

小林議長 承知したり

瀬底正敏君 第二款十二項常設興行四等一名月四十弗五ヶ月分であり如何なる理由なりや

黒澤理事 これは元の天仙茶園を改築したる大新舞臺と稱する常設館なるも春夏秋冬冬開演せず一年中前後約五六ヶ月間位にて閉館せり

藤田語郎君 第十三項検査税は昨年は五百四十圓なりも本年は六百圓なり如何  
鈴木委員長 検査も盛況の様なり民間財政困難につき條例の範圍だけを賦課することしたり

藤田語郎君 條例は五十圓なりや  
鈴木委員長 然り

小林議長 異議なければ三款に移るべし

佐藤惣三郎君 第五項市場賃下料につき市場を擴張し租界内に行商を許さず市場の繁榮策を講じては如何

鈴木委員長 市場は一言にして評すれば設置當時の行政委員の見込違ひにして失敗に終りたるものなり當時市場を盛ならしむる爲め民會より領事館に乞ひて支那人行商を禁止し一方佛蘭西租界まで買ひに行かぬ様便利のためにしたる所日本人の家庭にては其大多數が女中が無いため市場迄買ひ物に行けぬから不便なりとか其他生活

(48) (47)

上の實際より起る苦情多くして更に行商の許可を領事館に願ひたる所一年經過せぬうちに解任の命令を出すは威信に關する事にて感許して貰ふ事となり漸く不平を發せしむる懸あり日本租界の家庭上流の人は佛蘭西租界迄行かねば上流らしき氣持せぬと見へ中流以下は女中なきため行商の品物を買ふ方が便利なりと云ふ有様にて目下は棟閣長屋の如くして繼續し居れり尙研究はして見るべし

佐藤惣三郎君 若し御説の如しとせば彼の權要の場所市場を置く事を取止めたし  
鈴木委員長 既に彼の建物も古びたれば何か有益に利用したしと考案中なり

櫻村又吉君(代理河野信夫君) 公會堂使用料は十圓より五十圓と規定され居れるが公共の意味を明瞭にされたし團體の如きものには公共的の意味にて低廉に使用せしめ使用範圍を廣からしめたし

鈴木委員長 成るべく廣義に解釋し公會堂を利用する方針なり爲に基督の説教にも浪花節にも貸したり政談演説或は言論練習と云ふ種類にも喜んで實費にて貸與すべし風俗に關する如き當局官憲の許可せざる分は此限りに非ず

櫻村又吉君(代理河野信夫君) 會合の性質を認めて貸すものなりや  
鈴木委員長 然り

小林議長 第三款に異議なければ四款に移るべし

品川清一郎君 自用人力車甲九弗とあるは日本租界だけなるや

黒澤理事 支那町及特別管理區を除く外全部共通なり

品川清一郎君 何租界通用を明記されたし

黒澤理事 是れは他の外國租界と協商せし際一租界に於て料金を納付せば他租界に徴せざることに取極め從て鑑札面に只今の文字を記入する必要なし

佐藤惣三郎君 近來自動車増加して歩行者は迷惑を感ずるのみならず危險なり各國租界共制限は十二哩位なるが日本租界にては制限なきため自分の計る所によれば四十哩以上のスピードを出し居れり官憲に相談して速やかに速度を限定されたし

石川通君 營業馬車月一弗にして自用人力車も月一弗なり人力車と差あるは如何營業馬車は生活の資料につき至當なるべきか自用の分は必要ならんも同時に裝飾用なれば十五弗位にしては如何

小林議長 夫れは條例より改正せざるべからず

石川通君 然らば規則の改正を察む

鈴木委員長 改正案迄作つて豫算を組む時間なし次期の行政委員にして之を認めなば來年より改正するやう議事録に留め置かん

沖田介次郎君 荷車は前民會の際支那町ですら積載量の規定ありこの事にて其時民會の意見として車の幅員を定むる事を決議したるが現状如何

鈴木委員長 附令發布既に實施されつゝあり

小林議長 他に質問なきや(無し)

小林議長 第五款に移るべし



藤田語郎君 水溝修繕の請書には出席せしや  
鈴木委員長 民間より商業會議所書記長武市俊明に陳説列席せしや  
藤田語郎君 會議の都度出席せるや  
鈴木委員長 出席せり  
小林議長 質問無きやうなり第六款に移るべし  
長實賢君 大和街撤水費として支那工部局より取得する様記載せるも大和街には  
始り撤水せず之れは一日何回か撤水する規定なるや  
黒澤理事 別に規定なきも夏は午前二回午後二回督勵撤水せしめ居れり  
長實賢君 夏にても二回位撤水せぬやうなり冬季中さへ困る場所なれば特に實行を  
乞ふ  
黒澤理事 只今始めて其實情を聞知せり將來は注意して規定通り實行せしむべし  
長實賢君 撤水回数を巡捕に報告せしむるや  
黒澤理事 報告せしめず  
長實賢君 監督不行届に付充分注意されし  
三條技手 大和街は一日二回撤水する等なるも目下撤水車二台破損し居るにより撤  
水せぬ事もあるべし尙注意致すべし  
小林議長 他に異議なきや(無し)  
小林議長 臨時部第一款に移るべし

小林議長 第一款異議なきや(無し)  
小林議長 第二款異議なきや(無し)  
櫻村又吉君 (代理河野信夫君) 道路修繕法に付當局技師に問ひ度し壽街の修理方法を  
見たるに僅に一寸ばかりを掘り返しバラスを撒き砂をかけるは粗漏ならずや  
三條技手 深く掘り返すは却つて爲にならず  
櫻村又吉君 (代理河野信夫君) 常盤街は昨年結氷前掘り返す筋をつけたる儘放しあ  
るは如何  
三條技手 此をを防ぐためなり  
小林議長 他に異議なければ第三款に移るべし  
小林議長 第三款異議なきや(異議なし)  
小林議長 第四款異議なきや(異議なし)  
小林議長 第五款異議なきや(異議なし)  
小林議長 歳出經常部第一款事務所に就て異議なきや  
佐藤三郎君 第十三項財源及課金法調査費に就て問ひたし今回提案されたる電燈  
問題調査委員が愈々設置せるも場合行政委員及民會議員中より選出せる人勿  
論無報酬ならんも技術者に之を囑託する場合は此項より當然報酬を支拂ふべきが又  
は他に臨時費より支出するや  
鈴木委員長 本項に掲出せるが主として電燈問題に關する費用なり他には殆ど計上

の必要を認めず若し必要あらば豫備費より支出すべし  
藤田語郎君 俸給及手當の項につき土木技師の後任は出来たるや如何  
鈴木委員長 大正七年度に貝塚技師が辭任し其後各方面に物色せるも技術家には思  
ふやうの人なく今日迄空位の儘なるが朝鮮總督府に居たる人を登考中なり  
藤田語郎君 土木問題はやはもすれば市中に風評の種を暗くにより堅實なる人を撰  
まれたし  
鈴木委員長 各種の吏員中土木係は殊に技術一方に偏重せず人格の人を物色し居れ  
り故に診考長引く譯なり  
小林議長 第二款に異議なきや(無し)  
小林議長 第三款土木費は如何  
鈴木委員長 土木費が前年度より六千三百四十二圓九十八錢を増加せるは主として  
修道費にして一は旭街に試験的にコイルターを敷かんとするためなり  
櫻村又吉君 (代理河野信夫君) 私は橋立街に住する議員により聞きたるが橋立街は水  
害の際全街の犠牲となり排水の便宜を計れり然るに其後再三街路修築を申請せるも  
今日迄着手されたる姿なし何時修繕せるべきや  
三條技手 昨午下水工事を行ひ其復舊工事は既に竣成したれば通行に差支へなし  
櫻村又吉君 (代理河野信夫君) 通行に差支へなきも附帶設備を乞ふ譯なり  
矢野武雄君 撤水は租界全体一日何回なるや

三條技手 築街は一日二回なり  
矢野武雄君 一日に四回にされたし  
三條技手 必要を認めず目下八臺の撤水車なれば充分の撤水は出来ず最も繁華なる  
場所を三回乃至四回ならざる所は二回にし居れり  
藤田語郎君 撤水回数は昨年と一昨年と相違ありや  
三條技手 相違なし  
藤田語郎君 然らば昨年原田委員が大和街は四回乃至六回小和街は二三回位と答辯せる  
事議事録に明記しあり之は如何  
三條技手 撤水車二台破損し居るため充分に行かざるなり  
藤田語郎君 只今の答辯には満足し難し  
原田委員 冬期結氷間は別なれど酷暑の際には特に増す事とし居れり  
藤田語郎君 請負には回数を決めありや  
三條技手 定めてありません  
藤田語郎君 昨午の民會に於て直營にしては如何との意見に對し研究して見んと  
事なりしが如何になりしや  
原田委員 まだ研究してありません  
瀬底正敏君 第七項電燈費本年度は五百三十六圓三十三錢の減少なるが租界内に家  
屋増加するにつれ此費用も増すべき筈なるに減少したるは如何

(53)

黒澤理事 電球の破損とブラケット修繕費を前年度より少額に見積りし結果なり  
 瀨底正敏君 碼頭費の本年度は計上せられざるは如何  
 黒澤理事 大正七年度民団にて護岸を築きしむるため料金を徴せぬ事に決議されたる結果なり  
 大澤大之助君 撤水問題の八釜しきは要するに埃の甚しき爲めならんと思ふ午前七時頃旭街に於ては電車の軌道を掃除するため埃の立つ事一方ならず塵埃は不潔物を含有し傳染病菌を散布する怖れあり衛生上甚た害ありこれは電車会社に交渉して従前通り苦力に掃除させるやうして貰ひたし  
 鈴木委員 撤水問題に就て行政委員も大澤君と同感なり就中風の日は此感深きを以て八釜しきを監督し居るも理想通りに行かず必ずしも費用を惜しむ爲めの現象にも非ざるを見れば此上如何にせばよきか實際研究問題なり殊に旭街に就ての御意見御同感なり併しこれは本年試みにコーンターを敷く事としたれば或は埃の立ち方も減るならんと思ふ東京にては市區改正をなしアスファルト、木煉瓦等敷きたるため埃少なき様なるが當地にても試験の結果果して効果あらば各方面に及ぼしなば自然撤水も効あるべくと思ふ現在にては撤水車の見居る間に乾燥するやら撤き過ぎて草履などで歩けぬなど色々の不都合あり最う少し修道法を研究する必要あり電車の方へは交渉しても六ヶ敷かるべし  
 原田委員 藤田氏の質問に對し今少し詳細にお答へすべし撤水は村津市之助に請負

(54)

はじめの總豫算を十ヶ月(冬期必要なし)に割り使用車数は車七輛に馬七頭にして回数が増減あるも旭街及善街一日六回福島街、宮島街、松島街、芙蓉街、山口街か一日四回花園街、浪花街、蓬萊街、秋山街は一日に二回にして充分と思ふ兼ねるも實行し居れり之を進んでタンク装置にする方法もあるも經費増加すると思ふやうに行かず昨年言責を免したるはタンク装置の車にしたしとの熱誠なる御希望ありしためにして之は次の行政委員に申し繼ぐべし大和街に於ける御質問もありたるが支那工部局より撤水費として受領する主旨は租界設定以來山口街の道路修繕費は半々にする事に協定しあり必ずしも大和街の撤水に特別に使用すものにあらずして維持のため收得し居る次第なり  
 櫻村又吉君 (代理河野信夫君) 調査費の三倍増加せる理由如何  
 原田委員 理立工事進行につれ面積を計り道路を築造する等諸調査費なり  
 小林議長 異議なければ第四款水道費に移るべし  
 沖田介次郎君 自家用栓を引くは水道會社に頼まねばならぬ契約となり居るや然らざれば租界にて請負者に作らした方低廉なりと思ふ如何  
 田中理事 別に契約なし屋内の水道管は各自任意に布設し差支なきも屋外は水道會社に依頼し布設することとなり居れり夫れは水道幹線等の破損したる場合水道會社にて無償にて修繕すべき責任あるか故なり  
 沖田介次郎君 然らばメートルは如何

(55)

田中理事 自分で買ふて水道會社の検査を受ければ可なり  
 瀨底正敏君 水道は夏期には臭ひのすることあり租界にて自營の意思なきや内地にては地下水を掘抜き噴出せしむるが新式なりと聞く  
 鈴木委員 是は重大にして最も理想的問題なるか先年藤田君が委員となり水道會社と契約期間を延長する時委員間にも支那町から最も大切な飲料水を引くは危険なりとて民間自營説あり近くは駐屯軍にて戦争に臨み自給の目的にて掘抜井戸を計畫せし由なるが費用は一箇所三万圓なりとかにて若し民間にて水道自營の考へあらば軍隊にても其豫算を共同にしてよいこの話もあり總領事とも相談し出来得べく考へたり水道會社との契約期間も三四年あれば今より計劃して置けばよかるべし陸軍と合併すればよきも先方は夫れ迄待ちてくれざるべし當方には契約期間あれば期限の時がよかるべく準備はする考へなり  
 小林議長 他に異議なき様なり第五款教育費に移るべし  
 遠山猛雄君 鈴木校長の辭任は本人の意志なりや或は行政委員に不満ありし結果なるや新校長は如何なる筋道にて又如何なる御鑑定にて選ばれしや學歴經驗等履歴を聞きまし  
 岡田委員 病氣にて辭表提出の結果なり校長撰任の次第は東京へ赴く際鈴木委員長より此人に逢ふてくれこの事に對して面會したるだけにして仲介者より性行等も聞き履歴書を持ち歸り教育担任委員にて議を纏め委員會満場一致可決せる次第なり  
 遠山猛雄君 其際學校當事者に校長決定につき意見を徹せられしや  
 岡田委員 別に徹せず  
 遠山猛雄君 諸君唯今私が學務當事者に我等の子弟を託すべし天津に於ける唯一の學校長を定むるに付當該學校教員に計る所ありしやと質問せるに否との答へなり次に辭職は校長の意志なりや委員間に不満ありし結果ならずと問ひしに本人の意志なりとの答へなり本委員は委員長の言を信用すべし新しき校長を迎ふるに際し當事者に相談せざりしと云ふ事は委員長の所謂和衷共同の實を擧げしものなりや聞くが如くんば先頭深野委員長歸國に際し最上氏後任となり最上氏又去るに及び委員長問題に就て種々の下馬評あり幾多迂曲所を経て鈴木氏の就任を見たり斯く一箇の團體の長となるに付ては充分の識見と經驗とを有するなり新校長は果して充分の識見と經驗とを有せりや何故に之を撰ぶに當り現在の教員の意見を聞きたりしや頗る遺憾なりとせす斯る事をなすため教員が昇進となり児童の品性にも影響を及ぼすを以て注意を望む所以なり教員の手當は例年に變りなしとの事なるが金の價格下落の結果は六年度以來の豫算に照す一年約一千圓の收入減なるがこれに對し行政委員各位は何等應急の處置をせざりしは事實なり教員側より斯の如き事を申し立てし様子もなければ會社銀行等にては支配人に迫り適當の處置をせざる所にして其實例は各位の充分見聞承知せらるる所なり切詰めたる豫算にては夫れも困難なりと思ふも少しは

(56)

歴書を持ち歸り教育担任委員にて議を纏め委員會満場一致可決せる次第なり  
 遠山猛雄君 其際學校當事者に校長決定につき意見を徹せられしや  
 岡田委員 別に徹せず  
 遠山猛雄君 諸君唯今私が學務當事者に我等の子弟を託すべし天津に於ける唯一の學校長を定むるに付當該學校教員に計る所ありしやと質問せるに否との答へなり次に辭職は校長の意志なりや委員間に不満ありし結果ならずと問ひしに本人の意志なりとの答へなり本委員は委員長の言を信用すべし新しき校長を迎ふるに際し當事者に相談せざりしと云ふ事は委員長の所謂和衷共同の實を擧げしものなりや聞くが如くんば先頭深野委員長歸國に際し最上氏後任となり最上氏又去るに及び委員長問題に就て種々の下馬評あり幾多迂曲所を経て鈴木氏の就任を見たり斯く一箇の團體の長となるに付ては充分の識見と經驗とを有するなり新校長は果して充分の識見と經驗とを有せりや何故に之を撰ぶに當り現在の教員の意見を聞きたりしや頗る遺憾なりとせす斯る事をなすため教員が昇進となり児童の品性にも影響を及ぼすを以て注意を望む所以なり教員の手當は例年に變りなしとの事なるが金の價格下落の結果は六年度以來の豫算に照す一年約一千圓の收入減なるがこれに對し行政委員各位は何等應急の處置をせざりしは事實なり教員側より斯の如き事を申し立てし様子もなければ會社銀行等にては支配人に迫り適當の處置をせざる所にして其實例は各位の充分見聞承知せらるる所なり切詰めたる豫算にては夫れも困難なりと思ふも少しは



( 56 ) ( 57 )

日本の有識者か持つ教師に對する希望を了解あらば緩急の手段を講ぜらるべき管なりしに之れなかりしは遺憾なり鈴木校長の俸給は五十圓なり銀の一年間平均相場は六に付三十弗にしか當らず四十圓の人は二十五弗實働定にて約半額の減俸は實に氣の毒なり教育費は大正六年度には一千何弗餘り然かも何等之を利用せられざりしなり校長撰任に關する態度及び俸給の自然減收に對する態度は和衷協同の精神に違はずや吾々の最後の目的は幸福を得る事なり自治團の組織をなし協賛するは施設の宜しき諸君に依頼するたためなり本員は斯く精神的方面の閉却され居るを以て一言する所以なれば誤解なからん事乞ふ則新校長を撰任するに教員の意見を徹せざりし事を遺憾に思ふこと一は三、四年間に生じたる五千餘弗の不足に對して速急に應急の策を講ぜられん事を切に祈るものなり(拍手)

岡田委員 校長採用に方り我々の處置悪かつたこの事なるが教員を採用する際は勿論校長に相談するも校長を採用するに教員意見を問はざるべからざるは考へ居らざりし結果にして惡意ありしに非ず

遠山猛雄君 惡意ありし故と云ふに非ず誤解なきを望む

森川照太君 遠山君は校長の資格と學歴を問はれしも委員の答辨なし尚後任校長は最早變更する事出來ざるものなりや

岡田委員 履歴書は租界局にあり簡單に記載せる儘を述べんに師範學校卒業後教員となり實地経験を積み日本大學の高等師範部を成績にて卒業中等教員免狀を有せり

森川照太君 鈴木校長が病氣にて辞したりといふ其病氣の否に就て本員は半信半疑なり坊間傳ふる所によれば行政委員側にも不滿ありし故なりと何れにても可なる如きも後任者の資格が師範學校出身にして私立大學の師範部を出たりといふ教員間にも多少不滿ありと聞けば資格に多少不充分の点ならずやと思ふ尚一應評議あり教員との間の圓滿に行き統御もよく行くやう計られたし

遠山猛雄君 鈴木委員長に伺ひたし金額の相場の差額より生じたる損害に對し應急策を講せらるゝ意志なきや

鈴木委員長 新に財源を起さざれば充分なる事は出來まじも昨晚協賛を得たる雜種課金と他に二つの改正案あり雜種課金にて二千八百弗を生み出せるが豫備金原案に二千三百二十四弗七十錢とあり之を加へて約五千弗になるにより總額を變更せずとも豫備費を以て出來得べくんば昨年改正の俸給條例を適用せば餘程緩和さるべし遠山君の意見に一名の反對者もなかりし様なれば昨夜通過せる火葬場案雜種課金等を整理し緩和法を講じ第三讀會に提出すべし

小林議長 時間切迫せり本日は之にて散會尙ほ明日は午後二時より開會すべし(時に十一時五十分)

( 60 ) ( 59 )

第五回 議事日程 三月二十二日 會場 公會堂

第一、大正八年度居留民團歳入出總豫算案(第二讀會續き)

第二、居留民團法施行に關する領事館令第一條中改正建議案(提出者藤田語郎君)

第三、居留民團法施行に關する外務省令及領事館令改正建議案(提出者森川照太君)

第四、居留民團法施行規則第十九條中改正建議案(提出者森川照太君)

第五、居留民團法施行に關する領事館令第七條中改正建議案(提出者藤田語郎君)

第六、電燈營業契約更新願出に關する決議案

第七、電燈事業を民間直營と爲すの建議案(提出者森川照太君)

第八、行政委員並豫備行政委員選舉

第九、民團出納檢査委員選舉

午後二時半振鈴 開會

小林議長 第四日通常民會議を開會致すべし先づ日程を朗讀させん

(田中書記長日程朗讀)

第一、大正八年度居留民團歳入出總豫算案(第二讀會續)

第二、電燈營業契約更新願出に關する決議案

第三、行政委員並豫備行政委員選舉

第四、民團出納檢査委員選舉

鈴木委員長 昨夜八年度總豫算案歳出經常部五款教育費第二讀會審議中遠山議員より學校職員優遇に就て動議あり一人の異論者なく拍手喝采を以て迎へられたるにより全員御同意の事と認め御希望の旨を行政委員に諮り協議の結果豫算を變更する事は至難につき新に選舉さるべき行政委員諸君に引繼ぎ豫算にて不足の際は豫備費より支出する事とし本豫算は此儘協賛を得たしと云ふ事に一致したることを爰に御報告申し上げます

森川照太君 第五款教育費十一項新聞雜誌と云ふ費目あり事務所費中には計上されざるやうなるが事務所新聞雜誌を購讀せざるや

鈴木委員長 購讀し雜費にて支辨し居れり

小林議長 他に異議なきやうなり第六款に移るべし

小林議長 第六款衛生費に異議なきや(異議なし)

小林議長 然らば第七款に移るべし

鈴木委員長 衛生費中昨晚協賛を得たる火葬場條例適用より起る使用料を見込み計上しあるにより第三讀會確定後全部整理致すべきが此處には衛生費中火葬場使用料の這入るべきものなる事だけを申上げ置くべし

小林議長 異議なきやうなり第八款に移るべし

(61)

鈴木委員長 本款は居留地の發展に伴ひ警備區域擴大し巡捕増加の必要を警察より要求されたれば調査の結果増員の必要は認めたるも豫算の調節上要求通りにはし難きも本年度より十三名を増員し其内二名は請願につき民間經濟には關係なく結局十一名が民間費による増員なり又從來一人平均給料九弗五十仙なりしを五十仙を増額し十弗とせり

佐藤三郎君 巡捕の配置は如何になり居れるや松島街には夜間巡捕は居ないやうなり本員の住宅附近には阿片吸込者モ注所賭博所等多し或夜の如き喧嘩を始めて本員の邸宅の門を破壊したれば夜中起出して巡捕を呼びに行きしも不在なり午前十時より六時までは旭街を除く外租界全体に巡捕の影を認めざる如し此時間は最警戒を要する時期なるに現狀の如くは立番の必要なきに非ずや其他米兵事件の如き僅かの手落ちか重大事件となる事あり幸ひ警察署長も議員席に着席され居るにより配置方法の説明を求め必要なりとせば青年の品性を矯正する禁止的税金を設けても増額して可ならん

鈴木委員長 監督官廳に相談して署長の説明を請はん

龜井總領事代理 御尤もの説なり署長をして答辨せしむべし

佐藤三郎君 忌憚なく御辨明を乞ふ然らば何等か方法を講じ得らるべし

金子警察署長 只今の御質問につき答辨すべし巡捕は現在九十八名なり此内二名は大新舞臺の請願なれば實際は九十六名なり現在各所に立番せしむるは二十六箇所なり

(62)

るが此内芙蓉街より西に向ひ昨年来家屋の新築多く警備手薄なり南は秋山街に一箇所青年會前は一箇所北に向ひ福島街角に一箇所なるが九十六名全部捕へばよきも事故若しくは病氣缺勤等のため毎日不足を生じつゝあり餘裕あらば佐藤議員住宅附近にも立番せしむる事あるも人員不足の際には必要程度補給分を廢し居れるが先刻の御説の如きは右の如き場合又は何か他に事故あり偶々巡捕が其場に在らざりし時見られたるものなるべし増員の要求をなせるは元來二十名なり其根底は近く自働唧筒出來するにより芙蓉街界に習ひ消防を獨立せしめため八名を消防専門として要求し芙蓉街以西に四箇所一箇所を三名とし甲乙丙三時間の立番四時間の休憩につき一箇所三名宛四箇所見張所を増設して十二名都合二十名を要求せる次第なるが豫算の都合により十一名増員さるゝ事となり故に之を承認されたる上は消防を五名とし六名を二分し二箇所に見張所を増設すべきが芙蓉街以西の最も必要なる所に配置する考へなり其他二十六箇所の立番以外巡捕には階級あり巡捕長副巡捕長衛生監督刑事巡捕等警察運用上種々に使用し居れり尤も此巡捕が夜中故なくして見張所に不在なる事あるは本職も認むる所にして餘りに寒氣激しき際など附近の小舎に入り監督者の目を盗みて職務を怠慢にする事などある様なれば斯時は發見の都度嚴重に處分し居れるが彼等の素質を考ふる時は内地の如く完全には出來難き点もあり採用の程度は身長五尺七寸以上普通文の出來るもの且つ保証人ある者とし一日か二日の教育にて直ちに勤務せしむる仕末につき其素質より替へされば満足の結果は得難し唯能

(63)

ふ限り努力して警察の本旨を徹底せしむるやうなし居れるが諸君に於ても日常外出の際御氣付の点は書面なり或は其他の方法なりとも御申出下さらば稍完全に近きものなるやも知れず此点は一一般居留民諸君に切望する所なり尙又昨夜佐藤議員より質問のボロンノが八ヶ間敷いこの御説は我々より見れば賭博類似につき處罰令にて處分し尙不都合の際支那官憲に引渡し居れるも目の届かぬ時もある故御發見次第巡捕に御引渡し或は御通知を乞ひ度し

佐藤議員 十一名にて兎に角間に合ふべきや又浪花街の次に旭街にも巡捕の見張あり其他郵便局の角及び其次の角にもありと思ふ事最う一つ向ふの春星里の端に配置せば佛租界より來るものを押ふるに便宜ならん青年會横に立たするは夏期は大羅天の所に立たせることも一名にてはやり切れず大羅天は交通の便宜など無視し居れば一方租界の繁榮かも知れざれど時には排日運動等にも貸す事あり過般の排日運動の如きも彼處にて計劃されしやも知れず加之多數の馬車等集るため夏は馬糞多く西瓜の皮を山積し其だ不体裁なり彼處に二人位立たせる方法なきや然らば十一人に間に合ふや一つは松島街より今一つ向ふに立たするが便利ならずや

金子警察署長 最善を盡し御希望に添ひたしと思ふ然を云へは四ヶ所に増員したきも豫算の都合なれば之にて間に合はすべし

小林議長 別に質問なきやうなり第九款に移るべし

長實君 本員は圖書館につき質問したし經費及び之を離るべからざる民衆教育問題につき質問したきも前提が或は意見がましくなるやも知れず差支なきや

(64)

小林議長 差支へなし

長實君 夫れにつき委員長に質問したし草稿あれば朗讀すべし

本豫算案によりますと本年度の圖書館の經費は備品費に「百三十元」を増し新に修繕費として「百十八元五十仙」を設けられたる外一厘一毛の増加なく肝心の圖書費の如きは依然昨年と同じく僅に三百元であります斯の如く年々歳々同一の經費を以てしては日進月歩の世界の大勢に應ずる様に假令一部の施設にしろそれが満足に出來るでしようか圖書館は要するに民衆教育機關の一つでありまして教育事業の我民團自治行政中の重要項目であることは居留民團法第十七條第九項に明示せられて居るのであります然るに本豫算を見ますに小學教育及幼稚園并に共立學校の補助等は租界當局者に於て大分力をお注ぎの様に察せられますが我々の社會的生活に尤も重大なる關係を有する民衆教育に就ては在來の圖書館にはんの些細なる改良を加へられんとする外何等御注意をお拂にならんとする形跡を認めぬのであります恐らく賢明なる點に於て名聲藉甚たる鈴木行政委員長及他の行政委員諸君に於て民衆教育なる者が我々の社會生活上如何に必要であるかは詳に業に百も御承知であらうと信じます然しなから明治四十一年我民團法の執行せられてより今日に至るまで圖書館以外に民衆教育に就て何等の施設の行はれなかつたと云ふ事實は過去及現在の行政委員に於て幾分不行届であつたと云ふ政治道徳上の責任をお逃れになることは出



(64)

(65)

來なからうと考ます察々の明を有せらるる行政委員諸君の既に御承知の如く思想方面より見たる我租界は最早昨年の租界ではなく既に民衆化すべく一大變化を來したのてありませぬ然るに民衆を形作つて居る各個人の中には學問識見人格共に優秀なる人物は決して少くありません然し學識人格の餘り優秀とは申し難い人物は天津は知りませんが内地や外國には頗る多いと云ふことである引くため申すは民衆は今日の處偉大なる勢力を有して居りますと同時に一面に極めて誘惑され易い附和雷同し易い弱点を以て居りますことは茲に私が申す迄もないことである私には我租界の民衆は漸じて斯の如き弱点を持って居ないと確信します然しながら民衆教育と云ふ者を等閑に附して居りますと民衆は団体生活上の訓練を欠くことになりまます此訓練を欠きますと若し或種の煽動家や一部の野心家が顯はれまして之を誘惑し利用し民衆の名の下に少數の專横跋扈を極むることが萬が一にも出來するならば我租界の爲に尙に憂ふべき悲しむべき現象と云はねばなりません私は斯く憂ふべき悲むべき事柄を事前に防止する目的の下に最も責任の強き我鈴木行政委員長及行政委員諸君に四ヶ條の質問を提出致します何卒他日の参考の爲に明快にして且つ責任ある御答解を御願致します次第であります

一、民團行政と民衆教育とは如何なる關係ありと認むるや  
 二、豫算編成に際し圖書館以外の民衆教育に關し今日迄に考慮を拂ひ若くは研究せしことありや(研究せられたる点あらば明示せられたし)

三、民衆教育は現在の圖書館のみにて十分と信するや  
 四、新任行政委員に事務引継をなすに當り民衆教育に關して如何なる意思表示をなすや

大澤大之助君 長君に御尋ねす民衆とは如何デモクラチックの意なりや  
 長實賢君 然らず意義は文字の通りなり  
 鈴木委員長 御承知の通り今期は行政委員の主腦者に三回の更迭ありき自分としては考ふる所ありしも今年の豫算に編成して諸君に諮るまで希望せず質問中の教育機關が現在の尋常高等小學校と修養機關として圖書館の必要は認め居れり夫れ以外の教育機關として數年前より中學三年程度位のものも設けたしと思考せり當地にては小學校を卒業して實業に就くものが算術、簿記、語學の如き適切な實業補習學校如きものを起して見たりも何時も民團の經費足らぬため有志の同情に訴へ民團よりは都合のつくだけ補助してやりたきものと相談はし居るも書面に認め議長の職責に委員に計りたる事は未だなし圖書館は閉却し居る様の御詰責なりしが五名の評議員を委託し豫算編成前希望を述べさせ居れるも此方は圖書費の外に小冊文庫の金もあり委員諸君が考慮して改善に着手中なり中には内地に注文中の書籍もあり實は豫算だけでも使ひ切れぬ有様なるか評議員よりの希望もあり増額する事とせり之にて器具をも買入るものなるが此外にも尙圖書費として小冊文庫の金もあり青年の思想界を善導する事に就ては同感なり

(66)

(67)

長實賢君 他の行政委員諸君の意見を承はりたし尙第四項につき答辨を乞ふ  
 鈴木委員長 協議の上書面にて答へたきも明日は日曜にして明後日限りの任期なれば文書を以て次期行政委員に引継ぐ事とすべし  
 長實賢君 夫れは發表されるものなりや  
 鈴木委員長 事務報告に記載すべし  
 小林議長 第十款公園費に移るべし異議なきや  
 小林議長 異議なしと認む第十一款諸税及負担に異議なきや(無し)  
 小林議長 第十二款雜支出に異議なきや(異議なし)  
 鈴木委員長 第十三款豫備費に移るべし  
 鈴木委員長 豫備費は整理の結果先きに配布せるものと數字に差異を生じれば御承知ありたし  
 異議なければ臨時部第一款事務所費を審議すべし(異議なし)  
 小林議長 第二款土木費如何(異議なし)  
 小林議長 第三款教育費異議なきや(異議なし)  
 小林議長 第四款水道費如何(異議なし)  
 小林議長 第五款衛生費如何(異議なし)  
 小林議長 第六款公園費如何(異議なし)  
 小林議長 第七款居留民團債費如何(異議なし)

小林議長 第八款補助及寄附如何(異議なし)  
 小林議長 第九款土地費如何  
 佐藤三郎君 道路敷地は何處を買入るるや  
 鈴木委員長 確定せず道路を作るに成るべく寄附をして貰ふ事とし居れるも中には清水幸三郎氏の如き寄附を肯んせぬ人あり其際費用なければ行詰る故十ヶ年賦の團債の如くして買ふための豫算なり  
 小林議長 第十款は如何(異議なし)  
 小林議長 第十一款は如何  
 藤田語郎君 これは最うやつたものに非ずや  
 鈴木委員長 殘の印刷費なり  
 小林議長 第十二款排水工費如何  
 小林議長 之にて逐條審議は終れるも今回決議の結果修正すべき点生じたれば豫算案整理のため暫時休會すべし(時に午後三時四十分休會)  
 午後四時十分再開  
 小林議長 これより引續き開會致したし御異議なければ委員長報告書整理豫算案の三讀會に入るべし  
 鈴木委員長 三讀會に入るに當り今回の民會に於て諸君の協賛を得たる條例の結果影響の及びし点を申上ぐべし條例の結果は監督官廳の認可を経ざれば確定効力を得

(69)

ざるも従來の例に鑑み今回も無論大なる更正なきものとして豫算の更正をなせり其結果収入に於て歳入經常部に二十万三千四百五十八弗臨時部は變更なく合計三十六万八千零八十弗九十八仙となり歳出にて經常部十三万四千八百五十三弗三十二仙臨時部原案通り合計三十六万八千零八十弗九十八仙となり雜種課金條例改正の結果第二款雜種課金二万七千三百九十五弗種目第四旅館千六百六十六弗料理店四千二百六十弗飲食店二千八百八十八弗湯屋五百六十六弗となり水道條例改正の結果第三款使用料六万五千零七十五弗となり第五項の次に第六水道使用一千二百弗を入れ墓地を第七項とし其次に第八火葬場使用料三百二十弗を加へ其結果經常部合計を二十万三千四百五十八弗臨時部との合計三十六万八千零八十弗九十八仙歳出にて第六款衛生費五千四百五十五弗項目第九の次に第十火葬場費二百六十弗を加へ野犬捕殺費を十一とし雜費を第十二として整理の結果第十三款豫備費を五千九百二十二弗七十仙合計十三万四千八百五十三弗三十二仙總計三十六万八千零八十弗九十八仙となり之にて三讀會御承認を乞ふ

櫻井直治君 歳入理髮業税金通過せるも整理に洩れたり  
鈴木委員長 然り之は落したるものなるも必ずしも規則通り適用する譯にも非ず行政委員に於て適宜運用すべきにより之にて協賛を乞ふ  
小林議長 異議なきや(異議なし)  
小林議長 大正八年度歳出入總豫算案全部を擧げて異議なきものと認め茲に可決確

(70)

定と致します(拍手)  
小林議長 議事日程第二電燈營業契約更新願出に關する決議案を便宜上後廻はしとして御手許に配布しある建議案三件を一括して附議しては如何(異議なし)  
小林議長 夫れては三案を擧上ぐべし  
(田中書記長朗讀)

居留民團法施行に關する領事館令改正建議案  
第一條 六箇月以來左記課金を納むる者を居留民會議員とす  
土地 稅 一ケ年十八弗以上  
家屋 稅 一ケ年十八弗以上  
取得 課金 一ケ年十八弗以上  
營業 課金 一ケ年十八弗以上  
戶別 稅 一ケ年一弗以上  
居住 稅 一ケ年五十弗以上

現行法なし  
世の進歩と共に改正の必要を認め  
大正八年三月十九日 提出者 藤田 語 郎  
小林議長 正規の替成者あり直に議題とす  
藤田語郎君 提出者として改正理由を述べし従來の館令には土地家屋取得營業等

(71)

なりしも居住税を加へたし而して土地家屋は前通りにして取得の十八弗を十弗に低減したし夫れならば營業課金も低減すべしとの意見もあらんも營業の十八弗は課金の希望により行政委員會にて上下する事出来るも取得課金は一定の月給につき届出も嚴格にして相定まり居り上下するを得ず故に十弗としたし居住税は外國人に通用するものにして外國人よりは取得課金をとらず居住税とし銀五十弗を徴收したし民會開會の際支那人資格審査に時間を潰したるが支那人に現在の如くにて資格を與ふるは亦ふべき問題なり管て安川前議長は支那人議員全廢説を唱へしも外務省にては天津のみの必要にては改正し難しと却下されたり其後支那人の委任状は屢々問題となり居り故に全廢は外務省の根本問題に付或程度を制限するが宜からんと思ふ尙此改正案と他の行政委員選舉等の案を一括して議題とされし  
森川照太君 藤田君の提案と本員の提案とは問題の性質一なり一括するに異議なし本員の提案は選舉に關し支那人の言葉による制限案なるが居住税を以てする制限の主旨に於て一致せり  
小林議長 一括して附議するが便宜なりと思ふ如何(賛成)  
小林議長 然らば森川君の提案を擧上ぐべし  
(田中書記長朗讀)

(72)

居留民團法施行規則に關する外務省令及居留民團法施行に關する領事館令左の主旨にて改正するが爲め有効なる方法を以て其筋に照準する事  
居留民會議員は内外居留民の普通選舉とす  
居留民會議員たる外國臣民は日本語に通ずるか又は民會議場に出席するには其一名毎に一名の日本語に熟達せる通譯を同伴する事を要す  
(理由) 普通選舉は今や世界の趨勢なり然るに在留邦人中議員の資格を有するものは全數の約百分の五に過ぎず宜しく改めて全在留邦人は勿論帝國臣民たらざる居留民全部にも選舉權を與ふべし  
居留民會は日本語を用ひ可きものなる以上議員は凡て日本語に通ずるか又は會議に差支なき機一名に付必ず一名の通譯を伴ふ事必要なり  
是本案を提出する所以なり  
大正八年三月十九日

提出者 森川 照 太  
森川照太君 本案は先日京津日日新聞社主催の行政刷新演說會に於て滿場一致可決したる決議に基き提出せしものにして今や普通選舉は世界の趨勢なり少しく進歩せる國に採用せぬは日本とホルトガレ位のものなり日本が普通選舉を採用せぬため列國の輕侮と疑惑を負はるは事實なり本員はこれを實行する上に二つの意味ありと思惟す一つは直接に日本租界のため一つは日本國のためにして即ち内地にては當分實行を見難き状態にあり若し四千數百人しか居らざる天津日本人が是を認め普通選舉



(74)

ふ同時に藤田君の建議案に於ても御考慮を乞ふ。  
 櫻村又吉君(代理河野信夫君) 吾人は此提案に基き斯の如き立派なる政治体の下に海外に雄飛し得べくを誘ふ之を排斥する時勢後れなり而して藤田君の建議案は距離遠し一括して議すべきに非ず充分審査の上決せられたし。  
 荒川清君(代理内田茂二君) 今少し學理的説明を乞ふ又果して各國にて成績良好なるや森川照太君 不幸にして學理的説明を乞ふ智識なし常識により判断して善しと信ずるにより提唱するなり又第二弊害も併ふべし併し乍ら利益の多きは事實なり且つこれは世界の大部分にして日本のみ之に抗し得るものに非ず。  
 藤田君 遠山君にお答へす本員は理想としては森川君説賛成なり然れ共夫れは外務省の許可を得るまでは相當の時日を要すべし故に其間の方法として本員の説を提唱せり畢竟目的は支那人議員数を減じ實際に活用したためなり。  
 森川照太君 先程佐藤議員より議員数に就て質問あり本員は行政委員委任を唱へたるが百名に付一名の割合とすべき事を追加す。  
 藤田君 日本人に於ても料理業の如き多額の税金を納めて権利なきあり支那人に對して制限を設くるも苛酷にあらざるべし。  
 小林議長 建議案は提出者に限り訂正せられたるか賛成者に於て此訂正を認むるや(異議なし)  
 小林議長 異議なし訂正を認む

(73)

を採用せば之がため母國を覺醒せしむるに與つて力あるべし天津居留邦人は其百分の五だけ自治政治に參與するを得他は無資格者なり然るに居住民諸君は今日日本に於ける有権者よりも思慮分別ある人のみなりと思ふ故に居住民は勿論外國人と雖も租界在仕者には權利を與へたし而して民團法の規程に民會議員帝國臣ならざる者の數を過半数ならざる事になり居るを以て過半数は日本人たるべき事を行政委員にて準用し日本人ならざるものは一人に一人の通譯を要すとせば事實上與へぬと同一の結果となるも知れざれど精神美にして運用上に差支へを生ぜぬ事となるなり支那人の權利を剝奪するは他の列國が其租界内に於て何れも之を認め居れるにより許されざるべし故に言葉による制限なれば遠慮する事なし課金の率を異にして厚薄あるは面自からず英國租界の如きは此規定を用ひ居れり。  
 佐藤三郎君 提案者に問ふ復選舉制とする意なりや  
 森川照太君 然り  
 佐藤三郎君 然らば建議者より議員数をも提言されては如何  
 森川照太君 詳しき点までは考慮せず主義を採用するれば餘は行政委員に一任すべし  
 富成一二君 日本租界の現状として餘りに突飛の案なり提案者に於て撤回されずんば否決して議事の進行を計りたし  
 遠山猛雄君 主旨は大賛成なるも尙研究の餘地ありと思ふ心よく撤回あらん事を乞ふ

(76)

居留民團法施行規則第九條に左の一項を加ふ  
 日本語を用ゆる能はざる民間議員は議場に出席するに當り其一名毎に一名の日本語に練達せる通譯者を同伴する事を要す  
 (理由) 居留民會は日本語を用ゆる規定なる以上議員は凡て日本語に通ずるか又は會議に差支なき様一名に付必ず一名の通譯を伴ふ必要あり天津英租界の民間規則にも同様の規定あり從來民會に於て何事も解し得ざる支那人議員の爲め議事及選舉の神聖を汚されたる實例は人の能く知る所なり  
 是れ本案を提出する所以なり  
 大正八年三月十九日 提出者 森川 照太  
 森川照太君 支那人と日本人の權利を不平等にするは當局者が許さざる事と思ふ然るに言葉が判らずして中腰になつたり立つたりする外人議員あり意味を了解せずして可否の數に加はるは不都合につき言葉の通する通せぬにより無理に資格を制限するは悪きも通譯を一人に一人として現在の規定に追加せば先日の如き煩もなく無意味に可否の數に加はる者もなかるべし之れ本案提出の理由なり  
 小林議長 本案は既に議論は盡きて居るやうなり直ちに二議會に入るべきや否や起立に問ふべし賛成者は起立を乞ふ(起立多數)  
 小林議長 直ちに二議會に入るべし

(75)

佐藤三郎君 議論せば際限なし直に二議會に入り採決したし  
 沖田介次郎君 藤田君の居住税に賛成なるが尙五名の委員附託として研究の上大會の民會に報告するやうしたし  
 小林議長 只今の説に賛成ありや(賛成)  
 小林議長 佐藤議員の動議成立したる儘となり居れり先づ夫れより決すべし森川案を二議會に移すや否や賛成者は起立されたり(起立者なし)  
 小林議長 否決賛成者起立されたり(起立多數)  
 小林議長 森川案は否決されたり  
 小林議長 藤田案に質問あらば進行されたり  
 佐藤三郎君 格別何もなく至極の案なりと思ふ文字の修正の如きは行政委員に一任して議會者可決しては如何  
 小林議長 只今の動議に賛成者ありや(なし)  
 小林議長 沖田君の動議たる委員附託として最近聞かると民會に報告すべしと云ふに賛成者ありや(賛成者多數)  
 小林議長 成規の賛成者あり委員附託に決定せり  
 小林議長 今一つの建議案を明讀せしむべし  
 (田中書記長朗讀)  
 議案

(77)

潮底正敏君 民會の都度通譯を試験せねばならざるが其語せる程度は如何又一人に一人とすれば七百五十名の收容力を要すこれは如何にするや

森川照太君 日本語に熟達せるの辞あり日本語に通せるものを必要とす英國租界の規定には試験とあり熟達せるや否やを判別するには試験の必要あり其方法は少く日本語を使はせるか前に試験するか位にて可なるべし

和田嘉三郎君 一人一名とあるも通譯を多く得らるべきや行はれ難きにあらざるや五人に一人とせば如何

森川照太君 一人一名は苛酷の如きも日本語の獎勵ともなるべし五人に一人なら却つて議場騒がしくなる虞れあり其酌量して二人に一人としても可ならん然らば一名の通譯中にして兩側に一人宛着席さるべし

鈴木敬親君 委員會議長の資格に非ずして一言すべし此問題は先刻官廳の意見を聞たるに六ヶ敷問題に非ずして議員の意嚮により領事館と協議の上定むれば其都度一名にても二名にても又何名にても定めらるべしと本來原則は日本語とあるも参考書の解釋により通譯を認める事となり居るにより彼れ此れ論せずとも二名に一名位がよかるべし早く決定しては如何

森川照太君 二人に一名と訂正することに賛成を乞ふ(賛成)

小林議長 訂正成立せり讀會省署可決したし(拍手)

小林議長 異議なきにより可決確定と認む

(78)

小林議長 更に藤田君の建議案あり朗讀すべし

(田中書記長朗讀)

居留民團法施行に關する領事館令改正建議案

第七條 行政委員及豫備行政委員の選舉は匿名記投票を以て同時に之を行ふ

理 由

元來行政委員は民會議員中より常置員として選舉する者にして市會議員中より市參事會員選舉と同様に按分比例を以て各選出せらるるを以て公平なり

大正八年三月十九日

提出者 藤田 語 郎

藤田語郎君 此改正案は理由書にある通りなり從來は十八十五人と書きしを一名とするだけなり一人にて多數の委任状を集めたる時例へば百人中六十人の委任状を集めた時にはあと四十名の意思は行はれざる事となるを以て天津には黨派などない云ふ人あるも未然に防ぐには最も便宜なりと思ふ且又支那人の數を制限したるか同時に與へたきは行政委員たるを許す事なり質問あらば簡單ならん事を乞ふ

小林議長 讀會省署直に決を取りたし異議なきや(異議なし)

小林議長 多數と認め可決確定す

小林議長 日程第二に移るべし此際一寸申したきは殆ど修正案の如き建議案あり一括して議題としたし

(79)

藤田語郎君 時間遅し今夜食後にしては如何(拍手)

小林議長 然らば之れにて休會し更に午後八時再開すべし

午後八時三十分振鈴

小林議長 これより晝に引續き開會すべし先づ行政委員會の提案を議し次に森川君の建議案を附議すべし

(田中書記長決議案朗讀)

民 會 議 案

一、電燈營業契約更新案に關する決議案

一、東京建物株式會社天津支店出願に係る電燈營業契約更新に關する件は課金法關查會條例に準據し特別機關を設け慎重之を調査すること

理 由

大正七年十月建物會社より願書提出ありたる以來行政委員會は政回會議を開き電燈營業を民間自營とするの利害得失及建物會社に繼續せしむるには如何なる條件を以てせば民間に有利なるやを比較研究の必要を認め爾來各方面に亘り能ふ限り方法を以て調査研究を遂げつゝあるも調査事項極めて多岐に涉り居る爲遂に具體的成案を立つるに至らず仍て本條令に依り完全なる調査機關を設け居留地永遠に勝る利害得失を調査研究して公平至當の解決を求めんとす是れ本案を提出する所以なり

(80)

鈴木委員長 諸君只今日程に上れる建物會社出願にかゝる電燈營業期間更新の件は議題として極めて簡單に出來居るも事件の性質上より見て極めて重大なる問題なり本來民間に於ける會社との契約條項の繼續の如きは通常なれば行政委員會の權能にあるものにして先年水道契約満期に至り更新必要あるとき行政委員會の權能なる調査により十年間繼續に更新し之に對し一人の異論なかりき夫れに反し本問題は重大問題なるが故に我々の責任上に於ても万一期來惡しき結果を生み出す事とならば死しても眼目されずと感し夫れより方今の政治上の風潮を見るに日本など憲法上に於て宣戰講和の如き内閣の意思を以て 陛下の御裁下により成立するも歐洲戰以來舉國一致して遺憾なくやるの意より大に讓歩して外交調査會など設け各方面の威望あり智識ある人を集め參考機關とせるは人の知る所なり夫等の例もあり成るべく虚心平氣に且誠意に一齊研究を遂げ居留地永遠のため遺算なき取扱をしたし夫れには改選期も迫りたれば新任行政委員諸君と野にある賢明公平なる人々を調査委員として如何なる方面に於ても遺算なく何れより見るも公平なる研究の下に調査を施行して解決せばとて提案するに至りしものにして行政委員會にも三つの案ありたり本案は建物會社の出願を主題とし調査研究する事とせるにより之を題目として發案したるが委員會は必ずしも建物會社に繼續せしめたる意思にはあらずと了解されし委員調查研究の内容を御話すれば第一は建物會社に繼續せしむるときは民間經營



(82)

(81)

より以上有利の條件に服せば許可すべしと云ふ案第二は民間の希望條件に服せざる時自營にするも可なりと云ふもの第三は自營とするには従來の調査にては七十萬圓の資金を要する之は目下民間の財政状態にては如何に課金條例を改正するも得べきに非ざれば團債に待つ外なし然るに團債は第一團債(公會堂建築費)十萬圓なりしが今尙五萬六千圓残り居り第二團債官有地拂下用のもの十六萬四千八百圓あり合計廿二萬八千圓を負ふ譯にて此上七十八萬圓の團債を起すは考慮の必要あり且又民會の決議のみにては成立せず第一領事館第二公使館第三外務省の認可を経ざるべからず而して團債には民法施行規則にある如く極めて嚴格なる法規にして万一官廳に於て許可困難なる場合には現在のものを建物會社より提供せしめ民間も能ふ限り資本を出し有志の諸君からも資金を出して賈ひ三種の要素より合資會社を作つては如何か又合辦事業ならば民間に於ても危険もなく團債を起すも多額を要せず建物會社として感情問題などとなりては租界内の平和にも關係するし斯くすれば建物會社に天津居留民の膏血を吸收される憂ひもなし斯く三案を有するも尙より以上の名案あるやも知れずと思ひ諸君に對し一種の啓蒙案的に提出せる譯にて直ちに可否の決を求むるに非ずして研究論議を遂げ之れ以上のものなしと満足すべし調査を遂げ居留地百年の大計を定める事として一の歸着点を求め感情に走らず穩健の歸着点を見出すべき提案なり森川君の建議は二三の文字を改めて賈へば行政委員の意志と齟齬せず兎に角諸君の選ばれし行政委員に信頼し十名の委員なれば諸君の中にも

充分考へある人もあるにより豫備行政委員外の人より最も熱心な人を選び行政委員同様の権能を持たせ夫等の人々の調査の結果を報告して臨時民會に附議し建物會社との契約期限満了迄に相當の準備するが最も機宜を得たるやり方と云ふ我々は徹頭徹尾租界公益に着眼し些の私心なき事を御承知下され御審議を願ひたし  
小林議長 これより森川君の建議案を朗讀すべし  
(田中書記長朗讀)

建議案

天日本租界に於ける電燈事業を現在東京建物株式會社との契約満了次第(或は尙早く)民間の直營とする事とし課金法調査會條例に準據し特別機關を設け之を調査する事

(理由)天津日本租界に於ける電燈事業が多なる利益を収め居ることは明らかなり現今利益ある民間の經營事業皆無なるのみならず民間の必要なる經費は年々増加する一方なれば此の如き利益ある事業は内外各地の例に倣ひ之を民間直營として其利益を民間に收むることを急務とす故に契約期限の満了を待ち又出來待べくんば其以前に於て之を團債に遷すべし是本案を提出する所以なり  
大正八年三月十九日

提出者 森川 照太  
森川照太君 只今鈴木委員長より町重なる原案説明ありき本員は何故に多方面の研

(84)

(83)

究をなさんとする原案あるに拘はらず一定の方針を定めたるかと云ふに電燈會社の利益ある事は説明の必要なしと思ふ鈴木氏は只今既に團債が十數萬圓あるに更に七十萬圓を起すは甚だ多しと言はれしも七十萬圓の金は現四十幾萬圓にすぎず而して十數萬圓に加ふるに四十二萬圓の團債は其事業が不生産的ならんば兎も角利益のある事業なれば懸念すべき金額に非ず更に團債とせる上の經營困難ならざるや否やと考ふるに別に困難なりと思はれず既に利益あり經營困難ならざるせば民間に多くの財源を要する之際之を自分の手に收めざるは訝かしと云ふべし既に利益あるものを團債にせずして會社に繼續せしむるか三ヶの資本合同にするか即ち此利益を建物會社に與ふるか資本家に分つかなるか資本家は普通金利以上の或物を望むにより民間が收むる利益は資本家の利益を引いたる残りの分配額ならざるべからず假に團債として十萬圓の利益ありせば利子を七分として團債四十萬圓なれば二萬八千圓につき三萬圓を控除し七萬圓の利益を收めうべし然るに報償契約とせば七萬圓より半額か或は幾何かを奪ひ去らるべし故に團債とすべく尙團債とせば料金を上下して團債する利益あり本員は團債とする事を前提として調査する方なりと信ずごちらか判らぬ事を調査するより確定的方針に基づきやれば資本を招來するに力があり確實なる調査が出来るべしごちらがよきかと云ふ調査なれば本員は團債に非ざる方へ傾く危険あるを虞る既に上海の万国共同租界にても團債に移せり最近英租界にても本年の民會に於て先日團債の方針を決定せり日本の地方自治團體にも斯る例多し斯る

もの利益殊に天津の電燈事業は獨占につき資本家の懐ろに入れは面白からず各自の拂ふ金を各自の利益の上に收めるがよしと思ふ本員は建物會社が承知すれば一年にても早く團債とすべき方針の下に調査を進めるが可なりと信ず  
櫻村又吉君(代理河野信夫君)本問題たるや直ちに吾人日常衣食住に關係するものなり本員は夫れを論ずる前行政委員會の提案たる電燈事業契約更新云々ある契約に就て問ひたし本員は之れは許可すべき性質のものにて契約に非ずと思ふ果して契約書ありや否や條件は許可に非ずや本員の聞き得たるを記録する所によれば明治三十八年企業組合の菅川某が申請し三十九年中に許可したるものにて會社の利益二割以上となれば料金を低減する契約なりと思ふ而して之に報償問題など附随せざりしは喜ぶべし本問題は團債とするか永續せしむるか會社にするかの三案ありと承はりしが根本に於て公衆の必要とする物資は如何に之を處理するか獨占を許さぬは生活状態の原則なり故に直に解決し得べきものなり利害得失の点につき申上げすと専門家もあり目下如何に利益あるかは現業者も多き様なるも一燈一圓として三千燈(十六萬)あれば石炭代八圓の限度なら先づ引合ふとしてあり然るに日本租界には二萬五千有餘燈ありとの事なるが恐らく三萬燈以上なるべし尙家屋増築に伴ひ増加するは明かにして利益も増加し十年後には六萬八千燈位にはなるべし之により利益問題を云々するの必要なるべし團債を要する人あらんも團債百萬圓を要すとも利益ありとせば立派なる担保あるものなり容易に許可さるべし故に團債説に旨進すべ

(86) (85)

きもの思ふ租界施設のため此外に良財源はなし斯の如き有利の業を等閑に附し株式にせん或は永續せんなどは愚も甚しき事なり居留民將來の幸福の岐れる所租界發展の分水嶺なり既に獨占せしむべき事業に非ざる事判明せば團營說即決を望む

島委員 森川君の案は修正案なりや別箇の議案なりや  
小林議長 一括して問題とせり  
鈴木委員長 契約にてはなかりしと思ふ條件付の許可なり  
中根委員 本員は原案維持論者なり原案の意味より申せば不賛成者ありとは信せず建議案の主旨は一方をとりて直ちに決定的斷案を下したいと云ふものなり然らば委員の双方を包括するに對して徹底せぬを遺憾とす建議案は電燈會社は利益ありと斷定しての案なり公共の事業にして個人の資本個人の事業に非ざる故多少利益ありとしても多數の人の利害に關する事なれば考慮を要すと思ふ建物を繼續せしむるは不利益なりとの事も未定の問題なり要するに比較して有利なるかを知る必要あり之を直ちに利益ありと斷じて即決するより調査の結果による方最も慎重なる態度と思ふ夫れから會社繼續に傾く虞れありとの事なるも調査委員を議員中より撰み且行政委員も改選さる事なれば其心配はなかるべし斯く云ふも鈴木氏の言と同じく建物を繼續せしむるに非ずして尙原案にはなきも株式會社とする案も一つの餘裕なり直ちに一つに決定するは慎重を缺ぐと云ふべし故に建議案の主旨は不徹底なり露骨に云へば肉迫して團營にせなければならぬと云ふに過ぎざるが夫れだけなれば修正案とすべきなり

櫻村又吉君(代理河野信夫君) 中根委員の言は違ふ様なり前提として民間經營とせよ團營にすべしと云ふものなり實明なる行政委員諸氏が調査多岐に涉れりと迷はしたる如き事を言はず尙許可當時の状況を知らせず議題とせるは粗漏ならずや

鈴木委員長 條件は許可なるも電燈事業に就て自治体に許可權なきため契約とするが適當ならんと最初委員會に廻付するとき監督官廳とも相談してやりたり先刻申したる事が徹底せざりしやも知れざるが諸君より信頼を受け無報酬にて一ヶ年間事務を執る委員が何か諸君に對し民間に故意又は過失に拘はらず不利益を醸せたりとの事實あらば責めらるゝも甘んずる所なり併し誠心誠意總ての事を處理し居れり本員は河野君等に比し居住せる年月も長く之れより先も長く居る覺悟なればより以上深き關係を持つ我々が任期中に於て行政委員としての計らひばかりでなく居留民として慎重に取扱居れり森川君の建議案の如きも我々を信任して選出せられしものなれば原案を協賛し其足らざる所に意見として附せられるを望みたりし之れより選まるゝ行政委員と其他の公共の事に熱心に参加さるゝ如き且電燈事業に明るき人を五名選び虚心坦懐研究し其上臨時民會にて協賛を得たしこの希望なり斯く種々反對あるは我々を疑ひたる結果ならんと思ふ凡そ人間か誠意を疑はるゝ程不愉快なる事はなし本員に於ても天津の地に先年の官地拂下により二十一万弗にて拂下たるも

(88) (87)

のが租界唯一の財源にして其他に民間の財源となるべき事業は有りさうもなければ電燈事業の如きは好財源なりと思惟す併し種々の点を考慮するに今決定的文字を現はして決議せば以後の行政委員が如何なる事を見出しても動かす事の出来ぬ結果にならずやこの考より何處までも根本の主旨は民間の有利に歸着すればよきに付其点にては現在の委員の意見も一致し居るなり餘り六ヶ敷くないから研究を要せぬとの定め方は後年に至り悪き結果を來せる時の事を想念し充分なる調査を遂げ人事の及ぶ限り研究をなし遺算なき解決を行ひたきか我々の希望なり森川君は其主宰する京津日新聞に於て行政委員が無能なり怠慢なりと論じ居らるゝ如しあれは餘りに侮辱したる言ならずや我々がこれ程熱心に三度の食事も時を間違へて居る程熱心になせる事を僅かの文句の相違により一致を見るを得ざるは甚遺憾と思ふ足らぬ所あれば願はくば修正案として徹底的の文字は御使用あらざらむ事を望む

大澤大之助君 電燈經營につき卒然團營に決めるは不利益なりと思ふ果して稱する程の利益あるや否や未定の問題なり先刻中根君の云はれし如く万一損失等ありたる時は相濟まぬ結果が起るにより万々一の事なきやう立派なる根據に立ちて是非を決せざるべからず第二に電燈の需要は遂日進歩しつゝありとは云へ日本の東京大阪等の如く多大の需要は固より望まれます日本租界にても退歩する事はなきも面積に限りあり何れ程まで需要あるべきやは少しく慎重に考へざるべからず團營にするには充分の設備を要するに機械を据て立派なるものが出来たとするも需要餘り進まぬ時は年々損失するのみなり且つ團營とせば現在の會社の如く簡單にも行かず技師長も置かねばならず夫れにはまた姑息の繩策にては行かず次に建物を社に使ふ扇風器の如き直流なる故新式にせば則ち團營とせば交流の器械を要する然るに其結果は本租界の扇風器をすべて買上げねばならず夫れには數方面を要すべし夫れ等は餘り考へられざりし様なるが研究の價値は充分ありと信す又或一部に建物を社に負に傾く虞れありとするも今の行政委員は今日限りの運命なり危懼の必要ならん本員は永遠の利益のため原案賛成なり

石川通君 本問題は種々の議論あり際限なきが兩案の文字と思想の差が餘程遠きやうに思はれ故に先づ此處は老人に花を特たせ審査を怠らぬといふ事にして不偏不黨公平無私の決定をされん事を望むたため原案に賛成す

森川照太君 鈴木氏に申し上げ貴下の御誠意は認め居れり誠意なしとは言はず且又新聞に無能とか怠慢とか書きたりとの事なりしが正に書きたり然しながら夫れは斯々の事が若しあるなれば夫は無能なり怠慢なりと書きしものにて無能怠慢呼はりし行爲も亦誠意の結果なる事を御認めを乞ふ

富成委員 本員は森川君と懸念なるが曩には普通選舉案に反對し今回も亦建議案に反對せんとす大體森川君は委任狀の事を八益しく云はれし君の懸念にして理想行政委員の議長として過日の演說會に選まれたる現行政委員白井忠三君の代人は白井



君は委員として原案提案者なるに拘はらず建議案に署名し居れるは不都合ならずや  
森川君は新聞に事を執り居らるも久しき間之を論じられたるを聞かず遠山君の如き  
雄辯家然り然るに民會實際になり俄に斯る叫びを擧げられしも不思議なり要するに  
研究足らず論旨薄弱なる建議案は撤回して尙研究さるゝも遅からずと思ふ  
遠山猛雄君 富成君に答ふ本員は先刻より議論したきも機會を得ず沈黙し居たり本  
員が數年議論せざりし事を本期民會に議論したりとて森川君の引合に出して嘲らる  
ゝは奇怪ならずや議論は自由なり議論せんがために議論するにあらざるを慎まれ  
たし  
佐藤惣三郎君 少し議場が亂れたる様なり本員の考へにては兩案とも結論は同所に  
落付くべしと思ふ宜ひ加減に切り上げては如何  
小林議長 森川君に相談す先程より建議案撤回注告等あり撤回は出来ずや  
森川照太郎君 新聞社主催演説會に於ける決議に基き提出したるものにつき破るゝ其  
撤回の權利を有せず  
小林議長 然らば第二讀會に入るや否や決すべし先づ森川君の建議案第二讀會に賛  
成者は起立を乞ふ(起立者無し)  
小林議長 建議案賛成者少數にて否決されたり  
小林議長 次に原案賛成者は起立を乞ふ(多數起立)  
小林議長 大多數と認む

森川照太郎君 議案に關係なきも富成君より曰井君の名をあげ其代人が建議案に署名  
せりとて批難されしも曰井君不在中委任されたる代人は其指圖を受けて行動する譯  
に非ず凡て新人格なる事を御承知ありたし  
小林議長 電燈問題調査委員設置の原案は第一讀會を通過したるが二三讀會は省界  
可決したし異議なきや(異議なし)  
小林議長 然らば可決せしむ調査員選舉及び行政委員方の選舉は監督官より承り  
たる内意の次第もある事故次回に於て行ふ事としたし本日は之にて閉會し次回は二  
十四日午後七時より開會べし  
十四日午後十時四十分

第六回 議事日程 三月二十四日 會場 公會堂

第一、行政委員并に豫備行政委員選舉  
第二、民團出納検査委員選舉  
第三、電燈問題に關する調査委員の選舉  
午後八時振鈴開會 議員の出席若くは代表せらるゝ者二百四十九名  
●日程第一、行政委員並に豫備行政委員選舉  
小林議長 選舉に先ち監督官より原田議員の資格に就き一言お話し有之に付御静聽

あり度し  
龜井總領事代理 諸君今回原田委員の去らるゝに臨みまして一通りの経過を申上げ  
て事柄の明白を保ち度いと存するのであります。  
民團法施行規則第三十二條の明文に依りますれば在職官吏は行政委員たる事を得ず  
といふのであります。於茲原田行政委員が在職官吏であるや否やにつきまして考量  
を要する次第であります。  
觀ふに平穩なる海上に殊更に波立たせる必要はない若しも各位にしてこの点に於て  
議論を生ずるの恨なかりならば小官も元より從來の行掛りに願ひて何等思至さな  
かつたかもしれません。然し乍ら一般の諸君が自治行政に眼覺め來つて先づ總べて  
を法に依つて違ふせんとした時にしかも領事館が之に答ふ可き正當の義務を有す  
る場合小官私情を措て茲に法規的研究をなさざるを得ないのであります。  
原田委員は御承知の通り外務省の官吏であらるゝか故に在職官吏である事は既  
に疑ふの余地はないのであります。茲に於て四つの解釋があり得ます第一は單純  
に在職官吏は在職官吏と在職官吏の二種に止るゝの普通見解に従つて原田委員は未  
だ休職の事實なき故に在職官吏であること見るのであります第二は第一の反對にた  
さへ辭令を以て休職を命ぜられずとも原田委員の場合には事實上の休職を以て目す可  
きものであつて従つて在職者に關する規定を適用するを得ないといふのであります  
第三は明治三十七年八月二十九日勅命第九十五號を引いて原田委員は在職官吏に  
して許可を受け外國政府に聘用せられたるものであつて當然同勅命により在職官吏  
と見る可きであるといひ第四は矢張同勅令を引いて、在職官吏にして許可を受け外  
國政府に聘用せられたるものある時は特に在職官吏と見るに過ぎないのであつて嚴  
正の身分は矢張在職官吏であることの見解であります第二項に必要ある時は特に  
在職者に關する規定を適用する事を得とありますから、自分が在職官吏でなければ  
こそ特に在職官吏の規定を適用する事規定したのであつて従つて原田委員は在職  
官吏に非ず。必要ある場合に在職官吏の規定を適用するところを原田委員の資  
格問題の如きは必要なる場合に非ずといふのであります  
領事館は慎重考量をなした上、可成案を得ました。而しなからたさへ法規上の見解  
はごうあらう其現今租界の發展の爲には實に過去に於けるが如く原田委員に俟つ處  
極めて大なるを信じましたが故に尙も事の慎重を尊むて意を盡したる電報を本省に  
送つて前例見解を詳述し訓令を請ふたのであります。私としては充分事の慎重に従  
つたのであります。而るに二十二日外務大臣よりの回訓に依りますれば原田委員を在  
職官吏と見る事は已に閣議の結果でありますから右權取計へとの事て御座います  
故に不得已得原田委員は行政委員としては當租界の御面倒を見ていたゞく事は出来な  
くなつたのであります。鑒つて省みれば過去三年間特に水災の災害の前後に關し如  
何に原田委員の御盡力を頼はしたか又其他租界の發展の爲に如何に各様の事に原田  
委員の御力を俟つ事多かりしか終始一貫租界繁榮の爲に盡瘁せられたるに對しては



(93)

我々は深く感謝せざるを得ないのでありますと共に決して忘却してはならないのであります、尙今後は行政委員としてに非ずしてせよ折角相不長老として我々に御指導を賜らん事を希望する次第であります  
小林議長 之より例に依り行政委員の選挙を行ふへしごをか諸君は民団法規に従ひ成るべく十名を選挙されん事を乞ふ立會人として  
川島範彦君 大澤大之助名  
兩名を指名す

小林議長 これより選挙に移るべし  
投票 票

(川島範彦君 大澤大之助君立會)

小林議長 他に投票未済の人なきや之にて締切ります

小林議長 只今より開函します

開 函

小林議長 名刺と投票数と合致したるにより開票します

黒澤理事投票を讀み上げ西山、鹽澤、高橋、岩瀬、内山書記之れを点計す

小林議長 開票の結果を報告します

投票 票  
開 函  
投票總數

(94)

一五七票 小林和介君 一五二票 中根 齋君 一三七票 鈴木 敬親君  
一三一票 島金之助君 一二〇票 石澤民衛君 一一五票 富成 一二君  
一〇三票 阪本信一君 一〇一票 岡田三郎君 九〇票 菅野與惣治君  
八八票 西本茂吉君

以上十名は行政委員に當選せり(拍手)

八一票 吉田房次郎君 八〇票 遠山猛雄君 六五票 秋田貞吉君  
六一票 三宅 圓君 四八票 藤田語郎君

以上五名豫備行政委員に當選す(拍手)

●日程第二、民団出納検査委員選舉

小林議長 總領事代理に選舉立會人の指名を乞ひます

龜井總領事代理 民団出納検査委員選舉立會人として

土井米市君 榎倉作助君

を指名す

(土井米市君 榎倉作助君立會)

小林議長 之より投票に移らん出納検査委員は三名に付御承知を乞ふ

投票 票

小林議長 投票終りたればこれより開函致します

開 函

(95)

小林議長 名刺と投票数と合致したれば開票す  
開 函  
(黒澤理事投票讀上げ鹽澤、高橋、西山書記点計す)

小林議長 開票の結果を報告致します

投票總數百七十八票

投票 票

七十五票 土井米市君 四十九票 八田良恭君 三十九票 沖田介次郎君  
三十九票 山田進一君

以上の如くにして沖田山田兩君は同点なるも沖田君年長者にて當選せり(拍手)

小林議長 前日の決議に基き委員附託となりし案二種あり都合十名の委員なるも其通として五名だけ議長より指名と致します(拍手)

石川通君、原田俊三郎君、八田良恭君、吉田房次郎君、秋田貞吉君

●日程第三、電燈事業契約更新願出に關する調査委員選舉

小林議長 例により總領事代理に立會人の指名を願ふ

龜井總領事代理 選舉立會人として三宅圓君、瀬底正敏君

の兩名を指名す

(三宅圓君、瀬底正敏君立會)

小林議長 これから投票に移ります行政委員及び豫備行政委員當選者以外より五名

を選出する事となり居るにより左様御承知を乞ふ

投票 票

小林議長 投票終りたれば開函すべし

開 函

小林議長 名刺と投票数と合致したるを以て開票す

(黒澤理事投票を讀上げ、鹽澤、西山書記点計す)

小林議長 開票の結果を報告す

投票總數百二十四票

五十八票 大澤大之助君 四十八票 重信四郎君 四十五票 原田俊三郎君  
三十八票 櫻井 直治君 三十一票 白井忠三君

小林議長 これにて第十二次通常居留民會も終了したれば其成績を報告すべし

(田中書記長朗讀)

大正八年第十二次居留民通常會成績

大正八年三月十八日より同廿四日迄會期七日間に於ける大正八年第十二次居留民通常會の成績左の如し

一、會議

本會 一回

本會 四回

(96)

( 88 )

( 97 )

<p>二、選挙 民會議長選挙 行政委員并に豫備行政委員選挙 民團出納検査委員選挙 電燈問題に關する調査委員選挙</p> <p>三、決議 一、大正六年度居留民團歳入出決算 二、大正六年度特別會計天津神社建築費歳入出決算 三、大正六年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算 四、雜種課金條例改正案 五、火葬場使用條例案 六、下水道條例案 七、天津共立學校補助増額の件 八、大正七年度居留民團歳入出豫算更正案 九、大正八年度特別會計天津神社建築費歳入出豫算案 十、大正八年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案 十一、大正八年度居留民團歳入出豫算案 十二、居留民團法施行規則に關する領事館令第一條中改正建議案</p>	<p>承認 承認 承認 修正可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 委員附託</p>	<p>十三、居留民團法施行規則に關する外務省令及領事館令改正建議案 十四、居留民團法施行規則に關する領事館令第七條中改正建議案 十五、居留民團法施行規則第十九條中改正建議案 十六、電燈事業の民團直營を爲すの建議案 十七、電燈營業契約更新願出に關する決議案 十八、前行政委員及民團出納検査委員謝意表彰決議案 之れを計上するに</p> <p>會議 四 回 選舉 四 回 議案 十八 件</p> <p>民團提出十二件 民會議員提出六件</p> <p>承認 修正可決 原案可決 修正可決 否決 委員附託</p> <p>三 一 八 一 一 二 二 二 二 件 件 件 件 件 件 件 件</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

( 100 )

( 99 )

<p>菅野與惣治君 私は緊急動議として諸君の賛成を得謝意を述べたし第一は民會議長に謝意を表したき事第二は舊行政委員會議長並に委員、出納検査員諸君に謝意を表したきことこれより諸君去る十九日より今日に亘る数日間に小林議長は非常の努力を以て議事の進行を計られ公平の採決をされたるに對し謝意を表するは當然の義務なりと思ふ諸君行政委員會議長其他各位が繁忙の職なるに拘はらず一年間民團を代表し行政事務の各般に涉り其責任を全ふし努力されたる功勞は大なるなり此機會に於て深厚の謝意を表するはこれ亦當然の義務と信す更に又出納検査員諸氏が繁雜なる出納検査を了し行政委員並に民團の議案に對し便宜を計られし功大なりと思ふ諸君私は辭職に乏しく足らざる所あらんもこれを以て謝辭に換へんと欲す願くば満場一致賛同されん事を希望す(拍手)</p> <p>小林議長 只今の動議は満場一致可決と認む</p> <p>鈴木委員 諸君今期民團は一般居留民が緊張し居るを以て従来の議場にては狹隘を感じ公會室に變更したる所豫想の如く此議場にては狭き位にて連夜出席非常の熱心をして審議協賛されたるは居留地將來のため喜ばしき現象として痛快に感ずる所なり而して満場一致我々一年間の勞に對して賞賛を得我々一同並に出納検査委員も満足に思ふ次第なり此處に行政委員を代表し謝意を表す</p> <p>小林議長 私も一寸謝辭を述べたし私は今期初めて民團に列し議長の席を汚したの非常な懸念し居たるに兎も角も無事に終了せしむるを得たるは偏に諸君の御援助</p>	<p>の賜と深謝する所なり併し乍ら民團が何時も二三日中に終了する例なるに今回は非常の長時間を要したるは議長の整理宜しきを得ざりし結果ならんと思ふに甘受するものなり僅かの時間にて審議を遂げ協賛を興ふるは理想ならば決算の如き既に検査員の検査を了し日づつ諸君に於ても豫め目を通されたる案に付進行を計る便宜より一括して議事に上したるが其他は充分に過るまで諸君の議論を盡さしめたりと信ずこれは行政刷新理想選舉等の叫びある際各員が充分意見を述べらるるに方民團議員と行政委員との意思疎通を計るに宜き機會と思ひたれば問題外と思ふ議論も成るべく差止めを控へたる次第にして兎に角無事閉會を告ぐるに至りしは諸君と共に喜ぶ所なり茲に一言謝辭に代ふ</p> <p>小林議長 總領事代理の閉會辭あり御静聽を乞ふ</p> <p>龜井總領事代理</p> <p>諸君第十二次居留民團も諸議案確定し茲に無事閉會を告ぐるは同慶の至りでありま</p> <p>此機會に於て一言申し上げ度きは難に招集の辞として申し上げ通り今回の民團は從來に比し多數の議員諸君が御參集になり誠實熱心活氣横溢慎重審議せられたこととあります</p> <p>元來自治の觀念は乍遺憾吾日本人には幾分薄弱にあらざるやを疑ひます日本本國に</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(101)

於ても稍もすれば自治団体の行政關係が等閑に附せらるゝ傾向あるやう見受けられます。乍併此自治行政は讀んで字の如く居留民諸君自体の行政にして民團行政の振振は即居留民諸君自体の振不振たるを忘却してはなりません。而て今回多數の御參集を見且活氣ある民會たりしは之全く諸君が我が民團自治行政に御注意を拂はるゝ氣運に向ひたるもので民團發展上誠に慶賀に堪へざる次第であります。

而て茲に新舊行政委員並出納検査委員諸君に申上度は諸君は何等報酬せらるゝ處なく皆御多忙なる御職掌を有せらるゝに拘はらず吾民團自治行政の樞機に當らるゝ其煩勞や實に御察するに餘りある次第であります。然も尙各自吾民團のために盡せられんとするは監督官廳として誠に多とする所でありませぬ。

諸君吾民團としては將來爲すべき事業は民衆教育、中等教育、特種商業教育の如き教育事業、道路上下水道、植樹等の如き土木衛生事業等各般に亘るご信じます。故に自治の精神を今一層涵養し諸般の場合に於て之を發揮し吾民團をして支那に於ける各國民團に肩比し遜色なからしむるのみならず進んで模範民團なりと稱せしめたるものである。

諸君も能く此意を体し自治公益のために益々御盡瘁あらん事を希望して止まざる次第であります。

之を以て閉會の辞と致します(拍手)

時に十二時

(102)

大正八年居留民通常會議事録終



科 目	歳 入		比 増	減 較
	豫 算 額	決 算 額		
第一款 民間課金	五、三六〇	五、〇五四	八八五三	九三〇五九
一、土地課金	九〇〇〇	九四八五三		六九二一九
二、家屋課金	一五、〇〇〇	一四、三〇七		一、六五七六
三、取得課金	八、七二〇	七、五五四		九八九〇〇
四、營業課金	二六、六一〇	二七、四九四		三〇八〇〇
第二款 雜種課金	一九、六三〇	一八、六四一		二〇一〇〇
一、藝妓	一三、〇九二	一二、七四〇		六〇一〇〇
二、酌婦	一、〇八〇	八七〇		二〇一〇〇
三、旅館	三九六〇	三三五〇		二〇一〇〇
四、料理店	二、一〇〇	一、八九九		五〇五〇
五、飲食店	一六二〇	一一五〇		
六、湯屋	七二〇	七二〇		
七、理髮業	一六八〇	一七二〇		
八、遊藝業	一八〇〇	二二五〇		

大正八年居留民通常會議事録附録

決議事項

大正八年居留民通常會に於て議決したる諸決算報告及大正八年度に屬する歳入出豫算等左の如し

(一) 大正六年度居留民團歳入出決算書

入	出	剰餘金
一 銀拾五万六千壹百四拾八弗四拾壹仙也	一 銀九万參千八百參拾七弗六拾七仙也	經營部歳出高
一 銀貳拾參万五千八百五拾壹弗八拾四仙也	一 銀貳拾八万參百八拾八弗參拾八仙也	臨時部歳出高
一 金貳拾四万貳千參百七拾九圓拾參錢也	一 金貳拾四万貳千參百七拾九圓拾參錢也	上
合計 銀參拾九万貳千貳拾五仙也	合計 銀貳拾四万貳千參百七拾九圓拾參錢也	
一 金貳拾四万貳千參百七拾九圓拾參錢也	一 金貳拾四万貳千參百七拾九圓拾參錢也	
合計 銀參拾九万貳千貳拾五仙也	合計 銀貳拾四万貳千參百七拾九圓拾參錢也	
一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	一 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	
合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	合計 銀參拾七万四千貳百貳拾六弗零五仙也	

(翌年度へ繰越金)

目 録	豫 算 額	決 算 額	比 増	減 較
一、營業人力車	三九、六七五	三九、六六四	三五	一〇六五
二、營業馬車	二五、〇九五	二五、〇九五		一〇〇〇
三、自用人力車	四〇〇〇	二九七〇		一〇三〇
四、自用馬車	二、一〇〇	二、五二四		二九〇〇
五、自動馬車	一八〇〇	一五一〇		二二〇〇
六、自動轉車	三〇〇〇	一八八〇		二二五〇
七、大車	七、五〇〇	八、六七〇		一、一七〇〇
八、中車	六〇〇〇	六六五〇		六五〇
九、小車	二〇〇〇	一、七五〇		三四八〇
十、地車	八〇〇〇	一〇二〇〇		六九八〇〇
十一、行商	三、〇〇〇	二、三九六		六〇三〇〇
第五款 生財配當金	四九〇〇	五七一五		八一五三
一、水道公司配當金	二〇〇〇	二四六三		四六七三
二、預金利息	二九〇〇	三二四八		三四八〇
第六款 授業料	二、一七五	二、〇三五		一五二五〇
一、授業料	二、一七五	二、〇三五		一五二五〇
第七款 雜收入	三、〇七二	二、九八七		八四七七

九、遊藝師	三〇〇〇	二五〇〇		五〇〇
十、按察	六〇〇	一〇〇〇		五〇〇
十一、藝妓置屋	八七六〇	一、〇四五〇		一、六九〇〇
十二、常設興行	八四〇〇	六一〇〇		二、三〇〇
十三、臨時興行	二五〇〇	一九九〇		五〇〇
十四、檢番	四九〇〇	四九五〇		四五〇
第三款 使用料	四八、〇九三	四一、九五六一		六、二三五二
一、紫留料	二五〇〇	二五〇〇		二五〇〇
二、貨物陸上料	三〇〇〇	三〇〇〇		三〇〇〇
三、碼頭費	五〇〇〇	五〇〇〇		五〇〇〇
四、民船料	一〇〇〇	一〇〇〇		一〇〇〇
五、船板船料	二〇〇〇	二〇〇〇		二〇〇〇
六、公會堂使用料	三〇〇〇	二六八〇		三三二〇
七、道路使用料	五〇〇〇	四三四六		一六五四
八、水道使用料	二九、一四五	二九、一四五		二九、一四五
九、土地貸下料	一六、七三三	一七、一五七		四三三
十、市場貸下料	一〇、九八〇	一〇、九八〇		一〇、九八〇
十一、墓地貸下料	一〇〇〇	六六三		三三七〇

(108) (107)

第(108)表		第(107)表	
科	目	歲	臨
第一科 一、俸給及手當	第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	豫算額	決算額
		一、俸給及手當	一、俸給及手當
		二、大和街撤水費	二、大和街撤水費
		三、煖房費	三、煖房費
		四、雜收	四、雜收
		計	計
		歲	臨
		入	入
		出	出
		減	減

(110) (109)

第(110)表		第(109)表	
科	目	歲	臨
第一科 一、俸給及手當	第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	豫算額	決算額
		一、俸給及手當	一、俸給及手當
		二、大和街撤水費	二、大和街撤水費
		三、煖房費	三、煖房費
		四、雜收	四、雜收
		計	計
		歲	臨
		入	入
		出	出
		減	減

(112)

五、器具費	六二〇〇	二九〇〇	五九〇〇
六、修繕費	七〇〇〇	二九一〇	四〇九〇
七、囑託醫手當費	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇
八、種痘費	八〇〇〇	八八四七	九九九
九、市場費	一九三七五	九三七六	九九九九
十、野犬捕殺費	一〇六〇〇	七四九〇	三一〇〇
十一、雜費	一五〇〇〇	六五五〇	八四五〇
第七款救助費	二〇〇〇〇	九五〇三	一〇四九七
第八款警備費	二〇〇〇〇	九五〇三	一〇四九七
一、俸給及手當	一八、七三七四五	一七、一五五七八	一、五八一六七
二、巡捕被服費	一一、〇七一八	一一、三九六五七	七、一〇六二
三、巡捕備用品費	三、六五二九〇	三、二八〇一五	三、三七七五
四、巡捕消耗品費	六二二〇	三、七九六八	六二二〇
五、巡捕宿舍料	六六六〇八	三七九六八	二、八六四〇
六、修繕費	八六四〇〇	六九八〇〇	一、六六〇〇
七、巡捕藥費	二八〇二〇	六〇九二一	一、六六〇〇
八、消防被服費	三二五〇〇	一八一四三	五八五七
合計	三二五〇〇	三三九〇一	二七七〇

(111)

二、修繕費	三、五九八〇〇	四、〇五〇五〇	四、五二五〇〇
三、圖書費	六八三〇〇	五六二六四	一一〇三六
四、文具費	四八五〇〇	六七〇	四一八〇
五、校具費	三〇〇〇	四四〇	二五六〇
六、消耗品費	一四六六〇	二〇八一〇	二二一八三
七、旅費	五七四九〇	三六三〇七	一一一五五
八、通信費	二〇〇〇〇	二六二二六	六二二六
九、保險料	七三三八〇	七三二五	一五五
十、新聞雜誌費	一〇五〇〇	一四四一九	六五八
十一、學園費	三三二三	三〇六五	一五三二
十二、研究會費	二五〇〇	九六八	一五三二
十三、雜費	五二〇〇	四四〇〇	八〇〇
第十四款衛生費	八四八八〇	五〇二九三	三四五八七
一、被服費	三、八九八一〇	二、八七二〇八	一、〇二六〇二
二、藥品費	二、五三四七〇	一、八八二二三	六五二五七
三、消耗品費	三〇八〇	二九九〇	九〇
四、藥品費	九〇〇〇	四七九〇	四二一〇
合計	一一五八五〇	一六三七	九九四八

(114)

七、點燈費	四二八八四	三三三六七	九五一七
八、用水費	二八三三〇	二一八一	七一六九
九、雜費	四七〇〇	一一三五	三五六五
第十款諸稅及負擔	二六二〇四	二四四七四	一七三〇
一、地租	二六二〇四	二四四七四	一七三〇
第十一款雜支	四、七〇八四〇	四、一八八九四	五、一九四六
一、雜支	四、七〇八四〇	四、一八八九四	五、一九四六
第十二款豫備費	一、九二八七九	四、一八八九四	一、九二八七九
計	一一、五一一二六〇	九三、八三七六七	一一、二七四九三
科	豫算部	決算部	比較
第一款土木費	一六、四四一〇〇	一三、八四九五五	二、五九一四五
一、下水溝延長費	一五、六八五〇〇	一三、八四九五五	一、八三五四五
第二款水道費	七五六〇〇	七五六〇〇	七五六〇〇
一、水道布設費	八二〇〇〇	八二〇〇〇	八二〇〇〇
第三款教育費	九、三八三八六	九、三八二五二	一一三四

(113)

九、消防器具費	一一〇〇〇	六九八九	四〇〇二
十、消防消耗品費	一一〇一九	六一一五	三五七四
十一、雜費	五〇二五〇	三五八二六	一四四二四
第十二款圖書館費	一一〇〇〇	一一二五五	七四五
第九款圖書館費	八八七一〇	八二七六九	五九四一
一、俸給	三二五〇〇	三二二〇〇	三〇〇
二、備用品費	五〇〇〇	五一一〇	一一〇
三、圖書費	三〇〇〇〇	二五二五五	四四九〇
四、保險料	三三五〇〇	三五六三	四七四五
五、消耗品費	一三六六〇	一〇一三六	一八七
六、雜費	三三六〇	一一〇五	三五二四
第十款公園費	三、九二二七四	三、二六八二四	六四四五〇
一、俸給	一、六三七〇〇	一、六〇五六五	三、一三五
二、植樹費	五三三五〇	五〇九六一	二五八九
三、肥料費	八二〇〇	四六〇〇	三八〇〇
四、器具費	一五六五〇	七一四八	八五〇二
五、消耗品費	一七六四〇	八五二五	九一五
六、修繕費	五六六〇〇	三九三四二	一七二五八
合計	七三〇五	七三〇五	七三〇五



(115)

一、小學校分校舍	九、三八三六六	九、三八二五二	一、三四
第四款 兒童運動場	一、五〇〇〇〇	一、五〇〇〇〇	
一、煉瓦塙建築費	一、五〇〇〇〇	一、五〇〇〇〇	
第五款 衛生費	三、五〇〇〇〇	三、五〇〇〇〇	
一、傳染病豫防費	三、五〇〇〇〇	三、五〇〇〇〇	
第六款 公園費	三、五〇〇〇〇	三、五〇〇〇〇	
一、溫室內スチール延長費	三、五〇〇〇〇	三、五〇〇〇〇	
第七款 補助及寄附費	三、〇〇〇〇〇	三、〇〇〇〇〇	
一、天津幼稚園	四、〇〇〇〇〇	四、〇〇〇〇〇	
二、天津共立學校	二、四〇〇〇〇	二、四〇〇〇〇	
三、商業會議所	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	
第八款 居留民團債費	四九、五六九四八	四九、五六九四八	
一、第一團債	一、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	
二、第二團債	四、八九二二五	四、八九二二五	
三、全債還元金	二〇、六二二二六	二〇、六二二二六	
四、全債還元金	一三、〇五五九七	一三、〇五五九七	

(116)

第九款 土地費	三、〇四二	三、〇四二	五〇〇〇〇
一、埋立費負担額	二、五二四二	二、五二四二	
二、道路敷地買收費	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	
第十款 特別會計	二、〇〇〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	
一、天津神社建築費	二、〇〇〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	
二、官有地拂下準備金	二、〇〇〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	
第十一款 民間十年紀念會費	一、五〇〇〇〇	一、五〇〇〇〇	
一、紀念會費	一、五〇〇〇〇	一、五〇〇〇〇	
第十二款 排水工費	三九八、二八七三七	三九八、二八七三七	
一、築堤費	二五一、二四五八七	二五一、二四五八七	
二、排水費	九〇、八〇〇〇〇	九〇、八〇〇〇〇	
三、維持費	二二、二四一五〇	二二、二四一五〇	
四、豫備費	一〇〇、〇〇〇〇〇	一〇〇、〇〇〇〇〇	
五、監督費及諸雜費	一五、〇〇〇〇〇	一五、〇〇〇〇〇	
合計	四八九、六五七八二	四八九、六五七八二	二〇九、二六九四四
	六〇四、七七〇四二	六〇四、七七〇四二	二〇九、二六九四四
	二四四、一三三三三	二四四、一三三三三	二〇九、二六九四四
	二四四、一三三三三	二四四、一三三三三	二〇九、二六九四四

(117)

科 目	入	出	比 較
一、前年度繰越金	四、二四二八	四、二四二八	比 較
二、編入金	二、〇〇〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	比 較
計	六、二四二八	六、二四二八	比 較
科 目	入	出	比 較
一、天津神社建築費	六、二四二八	六、二四二八	比 較
計	六、二四二八	六、二四二八	比 較

大正六年度特別會計天津神社建築費歲入出決算表

天津神社建築費 剩餘金(翌年度へ繰越)

(118)

(三) 雜種課金條例中改正ノ件

雜種課金條例中左ノ通り改正ス

一、第一條中酌婦ノ次(「仲居」)一項ヲ加フ

一、第二條中旅館ノ等級中五等ヲ加ヘ課金月額ヲ左ノ如ク改ム

一等 銀參拾弗(現行拾弗)

二等 銀貳拾弗(同 七弗)

三等 銀拾貳弗(同 五弗)

四等 銀七弗(同 參弗)

五等 銀參弗

一、同條中料理店ノ課金月額ヲ左ノ如ク改ム

一等 銀五拾弗(現行貳拾弗)

二等 銀參拾弗(同 拾五弗)

三等 銀貳拾弗(現行拾 弗)

四等 銀拾貳弗(同 七 弗)

五等 銀八弗(同 五 弗)

六等 銀五弗(同 參 弗)

一、同條中飲食店ノ等級中四等ヲ加ヘ課金月額ヲ左ノ如ク改ム

一等 銀五弗(現行貳 弗)

<p>第五條 火葬ノ時間ハ日没以後トス但傳染病死体ハ此限ニ在ラス</p> <p>第六條 火葬者ハ火葬ノ翌日午前中ニ拾骨スヘシ若シ指定時日ニ拾骨セザルトキハ火葬場管理者ニ於テ拾骨シ納骨場ニ保存ス</p> <p>第七條 納骨場ニ保存スル遺骨ハ收容ノ日ヨリ起算シ二週間以内ニ交付ヲ請フ者ナキトキハ天津居留民團公設墓地ニ返埋葬スルモノトス</p> <p>第八條 火葬場ノ管理及使用ニ關シテハ行政委員會ハ特ニ請負人ヲ定メ之ニ請負ハシムルコトヲ得</p> <p>附 則</p> <p>第九條 本條例ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>(五) 下水道條例</p> <p>第一條 本則ニ於テ下水道ト稱スルハ汚水疏通ノ用ニ供スル暗渠其他ノ排水路及其附屬工作物ヲ謂フ</p> <p>第二條 下水道ヲ分チテ公共下水道及私設下水道トス公共下水道トハ下水道系統中幹線支線及其附屬工作物ヲ謂ヒ私設下水道トハ汚水發生ノ場所ヨリ公共下水道ニ至ル迄ノ裝置ヲ謂フ</p> <p>第三條 公共下水道ハ民間ノ經費ヲ以テ之ヲ施設シ私設下水道ハ土地建物所有者若クハ管理者ノ自費ヲ以テ之ヲ施設スルモノトス</p> <p>第四條 私設下水道ニハ溜樹ヲ設ケ公共下水道トノ聯絡ヲ便ニス可シ但地形其他ノ事</p>	<p>二等 銀參弗(同 壹 弗)</p> <p>三等 銀貳弗(同 五拾仙)</p> <p>四等 銀壹弗</p> <p>一、同條中湯屋ノ部ヘ「特等銀七弗」一項ヲ加フ</p> <p>一、同條中理髮業ノ課金月額ヲ左ノ如ク改ム</p> <p>一等 銀貳弗(現行壹 弗)</p> <p>二等 銀壹弗(全 五拾仙)</p> <p>一、第三條中曲馬ノ次ヘ「相撲一日銀拾弗」ノ一項ヲ加フ</p> <p>(四) 火葬場使用條例</p> <p>第一條 居留民團管理ノ火葬場ニ於テ火葬ヲ爲サントスル者ハ總領事館警察署ノ認許証ヲ添ヘ口頭若クハ書面ヲ以テ租界局ニ願出許可ヲ受クヘシ</p> <p>第二條 火葬者ハ左ノ料金を前納スヘシ但軍人軍屬及其家族ハ火葬ニ關スル實費ヲ納付スヘキモノトス</p> <p>一、日本人死屍一體ニ付 銀拾弗</p> <p>一、外國人死屍一體ニ付 銀參拾弗</p> <p>第三條 五歲未満ノ小兒ニ關スル火葬ハ規定料金ノ六割トス</p> <p>第四條 行旅死亡者又ハ家計困難ナル者ニ對シテハ火葬料ヲ輕減シ又ハ免除スルコトアルヘシ</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>積額ヲ豫納セシメ自ラ工事ヲ施行スルコト有ルヘシ此場合ニ於テ精算ノ上豫納金ニ過不足ヲ生シタルトキハ之ヲ還付又ハ追徴ス</p> <p>第十一條 私設下水道ヲ築造修繕又ハ撤廢スル義務アル者其義務ヲ履行セザルカ若クハ租界局ニ於テ其履行方法ヲ不適當ト認ムルトキハ指定ノ期間内ニ竣工スルノ見込ナキトキハ租界局代リテ之ヲ執行シ其費用ハ義務者ヨリ之ヲ徴收ス</p> <p>第十二條 租界局ノ承認ヲ受ケシテ私設下水道ヲ築造若クハ撤廢シ又ハ下水道以外ニ汚水ヲ放流シタルトキハ之レカ復舊改修工事又ハ掃除ヲ施行セシム若シ其履行ヲ怠ルトキハ租界局代リテ之ヲ執行シ其費用ハ義務者ヨリ之ヲ徴收ス</p> <p>第十三條 私設下水道ヨリ公共下水道ニ下水ヲ流ス者ハ當分ノ間下水道使用料ヲ租界局ニ納付スヘシ</p> <p>第十四條 使用料ハ前年度ニ於ケル上水其他ノ使用水量ニ比例シ一千瓦魯ニ付銀三十仙ノ割合ヲ以テ毎月之ヲ徴收ス</p> <p>第十五條 湯屋、製造工業、電燈業者及特種事業等ニ對スル使用料ハ特ニ之ヲ輕減スルコトヲ得</p> <p>附 則</p> <p>第十六條 本條例第十四條及第十五條ノ適用ハ行政委員會ニ於テ之ヲ決ス</p> <p>第十七條 道路ニ附隨シ専ラ雨水排除ノ用ニ供スハ溝渠ニハ本則ヲ適用セス</p> <p>第十八條 本條例ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス</p>	<p>情ニヨリ溜樹ヲ設クルコト能ハザル場合ニ於テハ直接公共下水道ニ聯絡セシムルコトヲ得</p> <p>私設下水道ノ溜樹ニハ其所有者ニ關係ナキ公共下水道及他ノ私設下水道ヲ聯絡セシムルコト有ル可シ此場合ニ於テ所有者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス</p> <p>第五條 地形其他ノ事情ニ因リ前條第一項ニ依リ難キトハ租界局ノ承認ヲ受ケ下水道ヲ設ケ汲取リ其他適宜ノ方法ヲ以テ汚水ヲ處分ス可シ</p> <p>第六條 土地所有者建物所有者又ハ其管理者ハ私設下水道ヲ築造又ハ修繕シ其不用ニ歸シタル時ハ之ヲ撤廢スル義務アルモノトス</p> <p>第七條 私設下水道ハ石、煉瓦、釉藥ヲ施シタル陶管「セメントモルター」「セメントコンクリート」其他不滲透質ノ材料ヲ用ヒ排水路横断面ノ底部ハ圓形又ハ卵形トシテ構造ス可シ</p> <p>第八條 下水道ニハ糞尿ヲ排出ス可カラズ但特ニ租界局ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此限リニ在ラス</p> <p>第九條 私設下水道ノ築造又ハ撤廢ニ就テハ其履行方法ヲ具シ租界局ノ承認ヲ得テ起工シ竣工シタルトキハ檢査ヲ受クベシ租界局ハ必要ニ依リ起工竣工ノ時期ヲ指定スルコトアルヘシ尚私設下水道ハ其竣工檢査終了後ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス</p> <p>第十條 租界局ハ私設下水道ノ築造修繕又ハ撤廢ニ付其義務者ノ請求ニ依リ工事費見</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(122) (124)

科	目	臨時部		經常部		備	考
		更正預算額	既定預算額	更正預算額	既定預算額		
第一科	第一、續前年度	177,710	100,000	177,710	100,000		
第一科	第一、繰越金	177,710	100,000	177,710	100,000		
合計		355,420	200,000	355,420	200,000		
合計		355,420	200,000	355,420	200,000		

(六) 天津共立學校補助費増額ノ件  
大正八年度補助額  
一、銀參千弗也

(七) 大正七年度居留民團歳入出總豫算更正案  
一、銀拾七萬參千參百六拾九弗也  
一、銀貳拾參萬四千四百貳拾七弗貳拾仙也  
合計銀四拾萬七千七百九拾六弗貳拾仙也

一、銀拾壹萬八千九百九拾九弗貳拾仙也  
一、銀貳拾八萬八千八百七拾七弗也  
合計銀四拾萬七千七百九拾六弗貳拾仙也

大正七年度居留民團歳入出總豫算更正表

經常部豫算高  
臨時部豫算高

(125) (126)

科	目	臨時部		經常部		備	考
		更正預算額	既定預算額	更正預算額	既定預算額		
第一科	第一、官有地拂下代	87,300	100,000	87,300	100,000		
第一科	第一、官有地拂下代	87,300	100,000	87,300	100,000		
合計		87,300	100,000	87,300	100,000		
合計		87,300	100,000	87,300	100,000		

一、銀壹萬壹千五百貳拾參弗七拾九仙也  
計銀壹萬壹千五百貳拾參弗七拾九仙也

大正八年度特別會計天津神社建築費歳入出豫算表

歳入豫算高  
歳出豫算高

一、前年度繰越金  
一、編入金

大正七年度繰越見越額  
大正八年度一般會計  
ノ編入金

(九) 大正八年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算



(128)

(127)

科		目		預算年度		前年度		比増		減較		備考	
科	目	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	備考	備考
第一科 民間課金	一、土地課金	5,500,000	5,300,000	5,500,000	5,300,000	0	0	0	0	0	0	日本人七千五百名(五十五名)	支那人九千九百七十七名(三百五十五名)
	二、家屋課金	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	0	0	0	0	0	0	日本人九千九百七十七名(三百五十五名)	支那人九千九百七十七名(三百五十五名)
	三、取得課金	9,700,000	8,300,000	9,700,000	8,300,000	1,400,000	1,400,000	0	0	0	0	日本人九千九百七十七名(三百五十五名)	支那人九千九百七十七名(三百五十五名)
第二科 雜種課金	一、藝妓	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	0	0	0	0	0	0	日本人九千九百七十七名(三百五十五名)	支那人九千九百七十七名(三百五十五名)
	二、酌婦	7,100,000	7,100,000	7,100,000	7,100,000	0	0	0	0	0	0	日本人九千九百七十七名(三百五十五名)	支那人九千九百七十七名(三百五十五名)
	三、仲居	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	0	0	0	0	0	0	日本人九千九百七十七名(三百五十五名)	支那人九千九百七十七名(三百五十五名)
	四、旅館	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	0	0	0	0	0	0	日本人九千九百七十七名(三百五十五名)	支那人九千九百七十七名(三百五十五名)
	五、料理店	4,200,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000	0	0	0	0	0	0	日本人九千九百七十七名(三百五十五名)	支那人九千九百七十七名(三百五十五名)
	六、飲食店	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000	0	0	0	0	0	0	日本人九千九百七十七名(三百五十五名)	支那人九千九百七十七名(三百五十五名)
	七、湯屋	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	0	0	0	0	0	0	日本人九千九百七十七名(三百五十五名)	支那人九千九百七十七名(三百五十五名)
	八、理髮業	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000	0	0	0	0	0	0	日本人九千九百七十七名(三百五十五名)	支那人九千九百七十七名(三百五十五名)
	九、遊藝業	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0	0	0	0	0	0	日本人九千九百七十七名(三百五十五名)	支那人九千九百七十七名(三百五十五名)
	四、營業課金	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	0	0	0	0	0	0	日本人九千九百七十七名(三百五十五名)	支那人九千九百七十七名(三百五十五名)

(一〇) 大正八年度居留民團歲入出總預算

一、銀貳拾萬參千四百五拾八弗也  
 二、銀拾六萬四千六百貳拾貳弗九拾八仙也  
 合計銀參拾六萬八千零八拾貳弗九拾八仙也  
 出  
 一、銀拾參萬四千八百五拾參弗參拾貳仙也  
 二、銀貳拾參萬參千貳百貳拾七弗六拾六仙也  
 合計銀參拾六萬八千零八拾貳弗九拾八仙也  
 大正八年度居留民團歲入出總預算表

(129)

(130)

科		目		預算年度		前年度		比増		減較		備考	
科	目	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	備考	備考
第十、遊藝師匠	一、藝妓	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	0	0	0	0	0	0	一等一名(月壹弗)	二等二名(月五十仙)
	二、常設興業	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	0	0	0	0	0	0	二拾五軒藝妓七拾六名(月二弗)	四等壹名(月四拾弗)(五月份)
	三、檢番	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	0	0	0	0	0	0	六等三名(月二拾弗)(十二月分)	月五拾弗一名
	四、臨時興業	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	0	0	0	0	0	0	二百六拾一日間(一日壹弗)	
	五、公會堂使用料	6,500,000	6,500,000	6,500,000	6,500,000	0	0	0	0	0	0		
	六、道路使用料	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	0	0	0	0	0		
	七、水道料	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	0	0	0	0	0	0		
	八、土地貸下料	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	0	0	0	0	0	0		
	九、市場貸下料	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	0		
	十、下水道使用料	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	0		
第八、火葬場使用料	一、營業人力車	4,300,000	4,300,000	4,300,000	4,300,000	0	0	0	0	0	0	前年度實收額二同	
	二、營業馬車	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	0	0	0	0	0	0	延千八百八拾一輛(月壹弗)	
	三、自用馬車	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	0	0	0	0	0	0	延甲號二百九拾輛(年九弗)	
	四、自用馬車	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	0	0	0	0	0	0	延乙號二百九拾輛(年三弗)	
	五、自働馬車	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	0	延乙號三拾輛(年拾二弗)	
	六、自働自轉車	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	0	延甲號九拾六輛(月壹弗)	
	七、大車	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	0	0	0	0	0	0	延九千六百輛(月壹弗)	
	八、中車	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	0	0	0	0	0	0	延八百八十四輛(月五拾仙)	
	九、小車	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	0	0	0	0	0	0	延七百輛(月三十仙)	
	十、行商料	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	0	0	0	0	0	0	延五拾輛(月二弗)	
第五款 財產出生收入	一、水道公司利	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	0	0	0	0	0	一等五拾名(月壹弗)	
	二、預金利息	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	0	二等二百五拾名(月五拾仙)	
	三、預金利息	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	0	三等百五拾名(月三拾仙)	
第六款 授業料	一、授業料	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	0	0	0	0	0	0		
	二、授業料	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	0	0	0	0	0	0		
	三、授業料	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	0	0	0	0	0	0		

(132) (131)

科	目	豫本	算年	度	額	前	算年	度	額	比	備
		常	部	出	額	部	額	比	增	減	考
第七款 雜收入	一、營業料	二五〇〇〇			二五〇〇〇				〇		
	二、大和街撤水費	五〇〇〇〇			五〇〇〇〇				〇		
	三、煖房費	六〇〇〇			六〇〇〇				〇		
	四、請願巡捕費	五〇〇〇			五〇〇〇				〇		
	五、雜收	一〇〇〇〇			一〇〇〇〇				〇		
	計	一、〇〇〇			一、〇〇〇				〇		
	第一、款前年度繰越金	一〇〇〇〇〇			一〇〇〇〇〇				〇		
第一、款	一、繰越金	一、〇〇〇			一、〇〇〇				〇		
第二、款	二、費徴収金	八、六二七			八、六二七				〇		
計	計	九、六二七			九、六二七				〇		
第一、款 事務所費	一、俸給及手當	三、〇〇〇			三、〇〇〇				〇		
	計	三、〇〇〇			三、〇〇〇				〇		
	第二、款	三、〇〇〇			三、〇〇〇				〇		
	第三、款	三、〇〇〇			三、〇〇〇				〇		
	計	三、〇〇〇			三、〇〇〇				〇		

(134) (133)

科	目	豫本	算年	度	額	前	算年	度	額	比	備
		常	部	出	額	部	額	比	增	減	考
二、	備用品費	一、〇〇〇			一、〇〇〇				〇		
三、	消耗品費	八、八〇〇			八、八〇〇				〇		
四、	修繕費	七、五〇〇			七、五〇〇				〇		
五、	印刷費	四、〇〇〇			四、〇〇〇				〇		
六、	通信費	一、五〇〇			一、五〇〇				〇		
七、	旅費	一、〇〇〇			一、〇〇〇				〇		
八、	公告料	六、〇〇〇			六、〇〇〇				〇		
九、	家屋借料	九、二〇〇			九、二〇〇				〇		
十、	保險料	七、七〇〇			七、七〇〇				〇		
十一、	宿直料	一、八二五			一、八二五				〇		
十二、	煖房費	一、四四五			一、四四五				〇		
計	計	九、六二七			九、六二七				〇		
十三、	財源及課金	一〇、〇〇〇			一〇、〇〇〇				〇		
十四、	雜費	一、〇〇〇			一、〇〇〇				〇		
第一、款	一、手當	五〇〇			五〇〇				〇		
第二、款	二、印刷費	五〇〇			五〇〇				〇		
第三、款	三、雜費	五〇〇			五〇〇				〇		
第一、款	一、俸給	二、九〇〇			二、九〇〇				〇		
第二、款	二、消耗品費	一、五五〇			一、五五〇				〇		
第三、款	三、器具費	三、〇〇〇			三、〇〇〇				〇		
第四、款	四、修道費	一、六六五			一、六六五				〇		
計	計	一、〇〇〇			一、〇〇〇				〇		





(140)		(139)	
第八款 警備費	二四、六〇八	一九九八〇	四、八〇八
一、俸給及手當	一六、五五〇	一五、二〇〇	一、三五〇
二、巡捕被服費	三、九七〇	三、六〇〇	三七〇
三、巡捕備用品費	五、九〇〇	五、〇〇〇	九〇〇
四、巡捕消耗品費	七、四〇〇	七、〇〇〇	四〇〇
五、巡捕宿舍費	八、四〇〇	八、〇〇〇	四〇〇
六、修繕費	三、五〇〇	三、〇〇〇	五〇〇
七、巡捕藥費	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇
八、消防被服費	五、〇〇〇	五、〇〇〇	〇
九、消防器具費	七、〇〇〇	七、〇〇〇	〇
十、消防消耗品費	二、五〇〇	二、〇〇〇	五〇〇
第十一、消防手當	五、二〇〇	五、二〇〇	〇
第十二、雜費	三、三〇〇	三、三〇〇	〇
第九款 圖書館費	一、三三〇	八、八〇〇	二、四〇〇
一、俸給	三、五〇〇	三、五〇〇	〇
二、備用品費	一、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇
三、圖書費	四、〇〇〇	四、〇〇〇	〇
四、保險料	二、〇〇〇	二、〇〇〇	〇
五、消耗品費	三、六〇〇	三、六〇〇	〇
六、修繕費	二、八〇〇	二、八〇〇	〇
七、雜費	三、八〇〇	三、八〇〇	〇
第十款 公園費	四、八〇〇	四、九〇〇	一〇〇
一、俸給	一、八三〇	一、七二〇	一一〇
二、植樹費	五、四〇〇	五、四〇〇	〇

(142)		(141)	
第十三款 豫備費	五、九三〇	四、三〇〇	一、六三〇
一、雜支出	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
二、地租	二、七六〇	二、七六〇	〇
三、肥料費	二、〇〇〇	二、〇〇〇	〇
四、器具費	一、二〇〇	一、二〇〇	〇
五、消耗品費	一、二〇〇	一、二〇〇	〇
六、修繕費	七、七〇〇	七、七〇〇	〇
七、點燈費	四、〇〇〇	四、〇〇〇	〇
八、用水費	三、九〇〇	三、九〇〇	〇
九、雜費	一、五〇〇	一、五〇〇	〇
第十款 諸稅及負擔	七、七六〇	七、七六〇	〇
一、地租	二、七六〇	二、七六〇	〇
二、雜支出	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
第十一、水費	五、〇〇〇	五、〇〇〇	〇
第十二、水道布設費	五、七七〇	五、七七〇	〇
第十三款 豫備費	五、九三〇	四、三〇〇	一、六三〇
一、宿舍修繕費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
二、修繕費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
三、事務所費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
四、宿舍修繕費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
五、土木費	五、〇〇〇	五、〇〇〇	〇
六、道路築造費	五、〇〇〇	五、〇〇〇	〇
七、道路理立費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
八、教育費	三、三〇〇	三、三〇〇	〇
九、小學校新築費	三、三〇〇	三、三〇〇	〇
第十款 水道費	五、七七〇	五、七七〇	〇
一、水道布設費	五、七七〇	五、七七〇	〇

(144)		(143)	
<p>第五款 衛生費</p> <p>一、傳染病預防費 1,500,000</p> <p>第六款 公園費</p> <p>一、煉瓦塀改築費 1,500,000</p> <p>二、植樹費 1,100,000</p> <p>第七款 居留民團債費</p> <p>一、第一團債償還元金 1,000,000</p> <p>二、全利子 1,000,000</p> <p>三、第二團債償還元金 1,000,000</p> <p>四、全利子 1,000,000</p> <p>第八款 補助及寄附</p> <p>一、天津幼稚園 1,000,000</p> <p>二、天津共立學校補助費 1,000,000</p> <p>第九款 土地費 1,000,000</p>	<p>一、道路敷地 500,000</p> <p>第十款 特別會計</p> <p>一、天津神社建築費(繰入金) 3,000,000</p> <p>第十一款 民團拾年記念會費 500,000</p> <p>第十二款 排水工費 1,000,000</p> <p>一、堤防修築費 1,000,000</p> <p>二、海光寺噴筒所築造費 966,700</p> <p>三、白河護岸修築費 3,190,000</p> <p>四、排水路其他復舊費及監督費 467,500</p> <p>五、諸雜費 5,620,000</p> <p>六、排水維持費 7,588,000</p> <p>七、雜費 110,000,000</p> <p>八、豫備費 110,000,000</p> <p>合計 3,800,000</p>	<p>一、傳染病預防費 1,500,000</p> <p>二、煉瓦塀改築費 1,500,000</p> <p>三、植樹費 1,100,000</p> <p>四、第一團債償還元金 1,000,000</p> <p>五、全利子 1,000,000</p> <p>六、第二團債償還元金 1,000,000</p> <p>七、全利子 1,000,000</p> <p>八、天津幼稚園 1,000,000</p> <p>九、天津共立學校補助費 1,000,000</p> <p>十、土地費 1,000,000</p> <p>十一、道路敷地 500,000</p> <p>十二、特別會計</p> <p>十三、天津神社建築費(繰入金) 3,000,000</p> <p>十四、民團拾年記念會費 500,000</p> <p>十五、排水工費 1,000,000</p> <p>十六、堤防修築費 1,000,000</p> <p>十七、海光寺噴筒所築造費 966,700</p> <p>十八、白河護岸修築費 3,190,000</p> <p>十九、排水路其他復舊費及監督費 467,500</p> <p>二十、諸雜費 5,620,000</p> <p>二十一、排水維持費 7,588,000</p> <p>二十二、雜費 110,000,000</p> <p>二十三、豫備費 110,000,000</p> <p>合計 3,800,000</p>	<p>煉瓦塀百七十一間改築植樹及黃土</p> <p>公會其他建設費トシテ正金銀正八年度償還元金十萬弗ニ對スル大正八年度償還元金六千弗ニ對スル五分利子(年二回拂込)年六分五分</p> <p>官有地拂下代金ニ充テ正金銀行借入金二十萬六千二百元償還元金ニ對シテ大正八年度償還元金六千五百元(年二回拂込)年六分五分</p> <p>全上項額十六萬四千八百弗ニ對スル五分利子(年二回拂込)年六分五分</p> <p>壹ヶ年分</p> <p>壹ヶ年分</p>
<p>大正八年度支出額</p> <p>土工及隨時補修</p> <p>宮島、松島、下水噴渠築造セシト新敷、噴筒所敷地一部埋立其他</p> <p>石造樓閣工事一ヶ所水道改良工事八箇所</p> <p>河形、瀨、及雨水新設、道階、割埋工事、木撤去工事</p> <p>給料及諸雜費</p>			

(145)	
<p>附錄終</p>	<p>(一) 大正八年度通常民會議要録</p> <p>五百五拾名</p> <p>内 日本人 二百七十五名</p> <p>支那人 二百七十五名</p> <p>大正八年三月</p> <p>公會堂</p> <p>(議事録にあるを以て畧す)</p> <p>議長 小林和介</p> <p>書記長代理 田中鑄太郎</p> <p>書記 黒澤兼次郎</p> <p>書記 西山銳雄</p> <p>書記 高橋甲子郎</p> <p>書記 鹽澤</p> <p>書記 猪俣耕夫</p>

